

第2次古賀市ごみ処理基本計画

平成26年3月

古賀市

目 次

第1章 基本計画の趣旨

第1節 計画の趣旨

- 1. 計画策定の趣旨 1
- 2. 計画の性格（位置付け） 1
- 3. 計画の対象・範囲・期間 3

第2章 ごみ処理の現状と課題

第1節 ごみ処理の概要と体制

- 1. ごみ処理の概要 4
- 2. 収集運搬体制 4
- 3. ごみ処理フロー 5

第2節 ごみの状況

- 1. ごみの排出量 6
- 2. 分別品目の収集量 8
- 3. 古紙類の回収量 9
- 4. 埋立されるごみの量 10
- 5. ごみの性状について 11

第3節 ごみ処理方法

- 1. ごみ処理施設 12
- 2. リサイクル率 15
- 3. ごみ処理量 16
- 4. ごみ処理経費 17

第4節 実施施策の現状

- 1. 前計画の目標について 19
- 2. 家庭系ごみ対策について 21
- 3. 事業系ごみ対策について 25
- 4. その他の施策について 29

第5節 ごみ処理に関する課題と今後の取り組みの方向性 35

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 計画の基本方針

- 1. ごみ処理の基本的な考え方 36

第2節 計画の目標

- 1. ごみ排出量の将来予測 42
- 2. ごみ減量と資源化の目標 44

第3節 施策の展開 47

第4節 計画の進行管理 54

※参考資料

- アンケート結果 55
- 用語の解説 77

第1章 基本計画の趣旨

第1節 計画の趣旨

1. 計画策定の趣旨

高度成長期を経て経済発展した日本は、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会となり、その結果もたらされた廃棄物処理に伴う環境負荷、最終処分場建設の困難、処理に係る負担増、不法投棄の増大等の深刻な社会問題が生じました。

複雑になるこれらの問題に総合的に対処するため、国は平成12年に「循環型社会形成推進基本法」を制定し、目指すべき将来像として「循環型社会」を掲げ、その実現に向けて様々な制度をつくるとともに施策を推進してきました。

このような背景のもと、古賀市では関係法令に基づき、平成15年に古賀市ごみ処理基本計画を策定し、ごみの発生抑制及び適正処理を図ってきましたが、ごみの現状や廃棄物行政の動向等を踏まえて、平成19年に同計画の見直しをおこなっています。

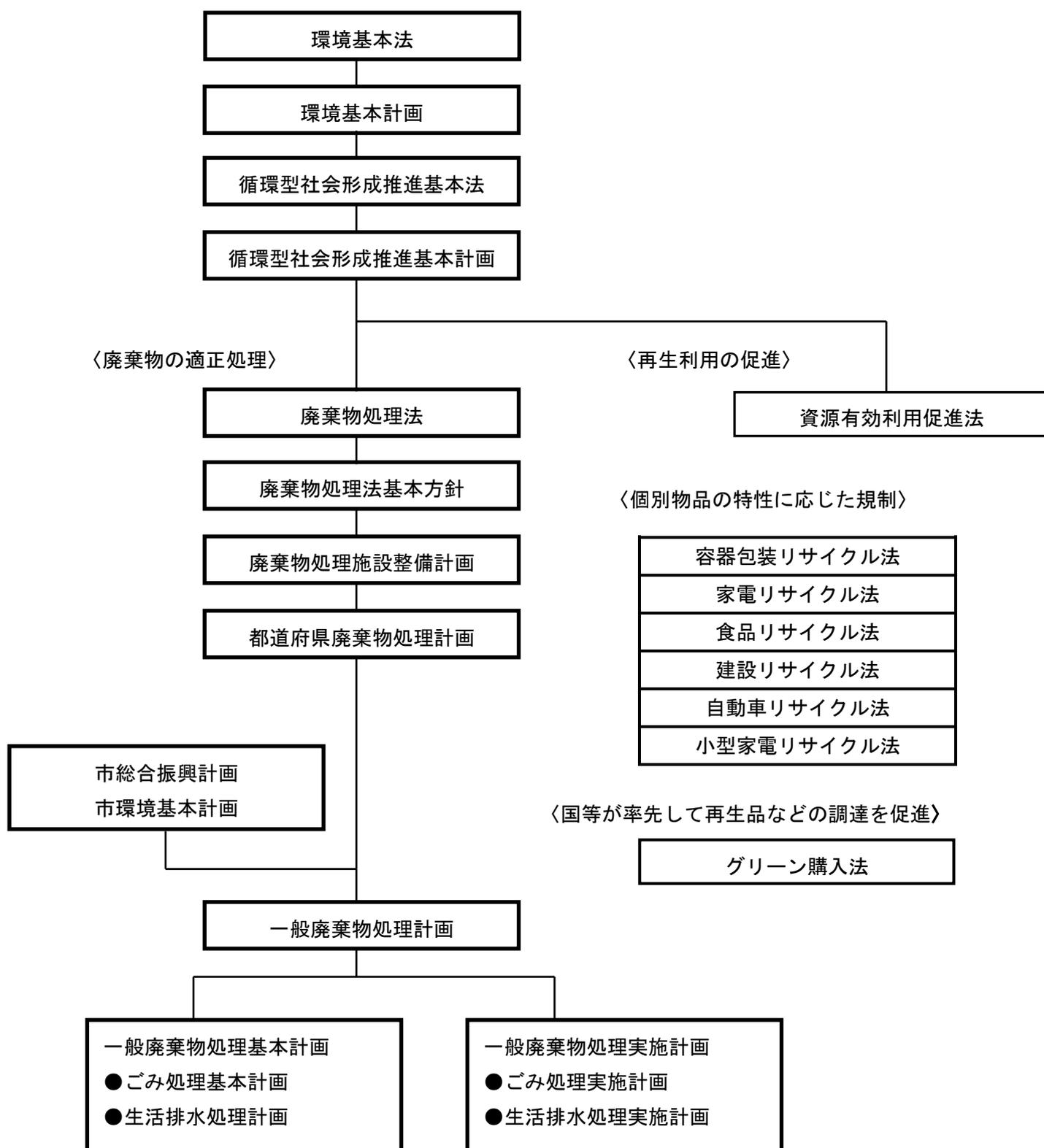
過去10年間の取り組みとしては、環境に関する普及啓発活動等によるごみ減量の推進や、分別収集等の実施による資源化の推進等様々な施策を展開してまいりましたが、今後さらに天然資源の消費が抑制され、環境への負荷の低減が図られた「循環型社会」の形成を推進していくため、本計画を策定しています。

2. 計画の性格（位置付け）

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号、以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定により、市町村は当該区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならないと規定されています。

一般廃棄物処理計画は、長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）と、基本計画に基づき年度ごとに、一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について定める計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成されますが、ごみに関するものは、「ごみ処理基本計画策定指針」（平成25年6月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）に基づいて策定するものであり、古賀市における一般廃棄物処理事業の最上位計画となります。

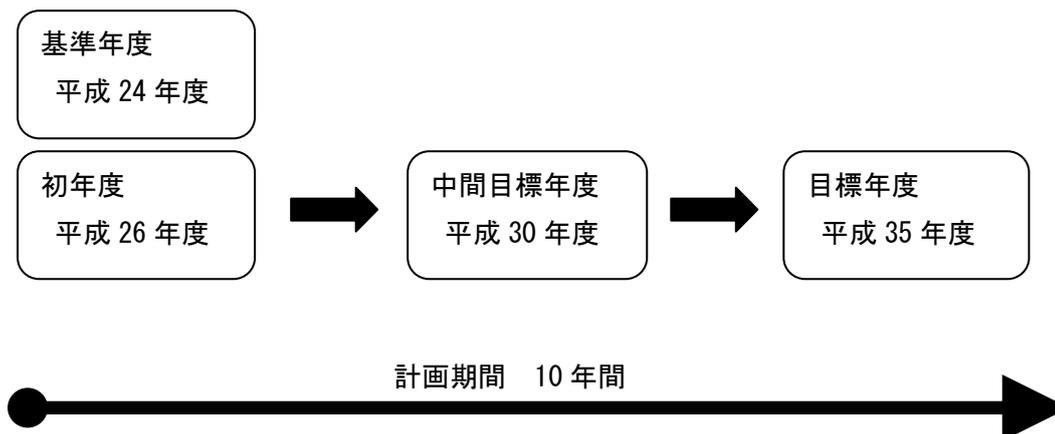
ごみ処理基本計画と他の計画との関係



3. 計画の対象・範囲・期間

本計画の対象は、古賀市の行政区域全域を対象区域とし、範囲は「廃棄物処理法」に基づく一般廃棄物についての排出抑制、分別排出、収集運搬、中間処理、最終処分に至る全工程を対象範囲とします。

また、期間については、上位計画である「古賀市環境基本計画」との整合を図るため、平成 26 年度を初年度とし、平成 35 年度を目標年度とする 10 年間であり、5 年目にあたる平成 30 年度を中間目標年度としています。



※おおむね 5 年ごと、又は計画策定的前提となっている諸条件に大きな変動があった場合は見直しを行います。

第2章 ごみ処理の現状と課題

第1節 ごみ処理の概要と体制

1. ごみ処理の概要

古賀市のごみ処理施設には、古賀清掃工場と古賀市不燃物埋立地があります。

古賀清掃工場は、主に可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみを処理する施設であり、玄界環境組合（古賀市、福津市、新宮町、宗像市）において運営しており、古賀市及び福津市、新宮町がごみを搬入しています。

古賀市不燃物埋立地は、一般家庭から排出される不燃ごみのうち埋立ごみ（陶磁器、ブロック、がれき等）を処理する施設です。

2. 収集運搬体制

古賀市のごみの収集運搬体制は、次の表1のように分類されます。

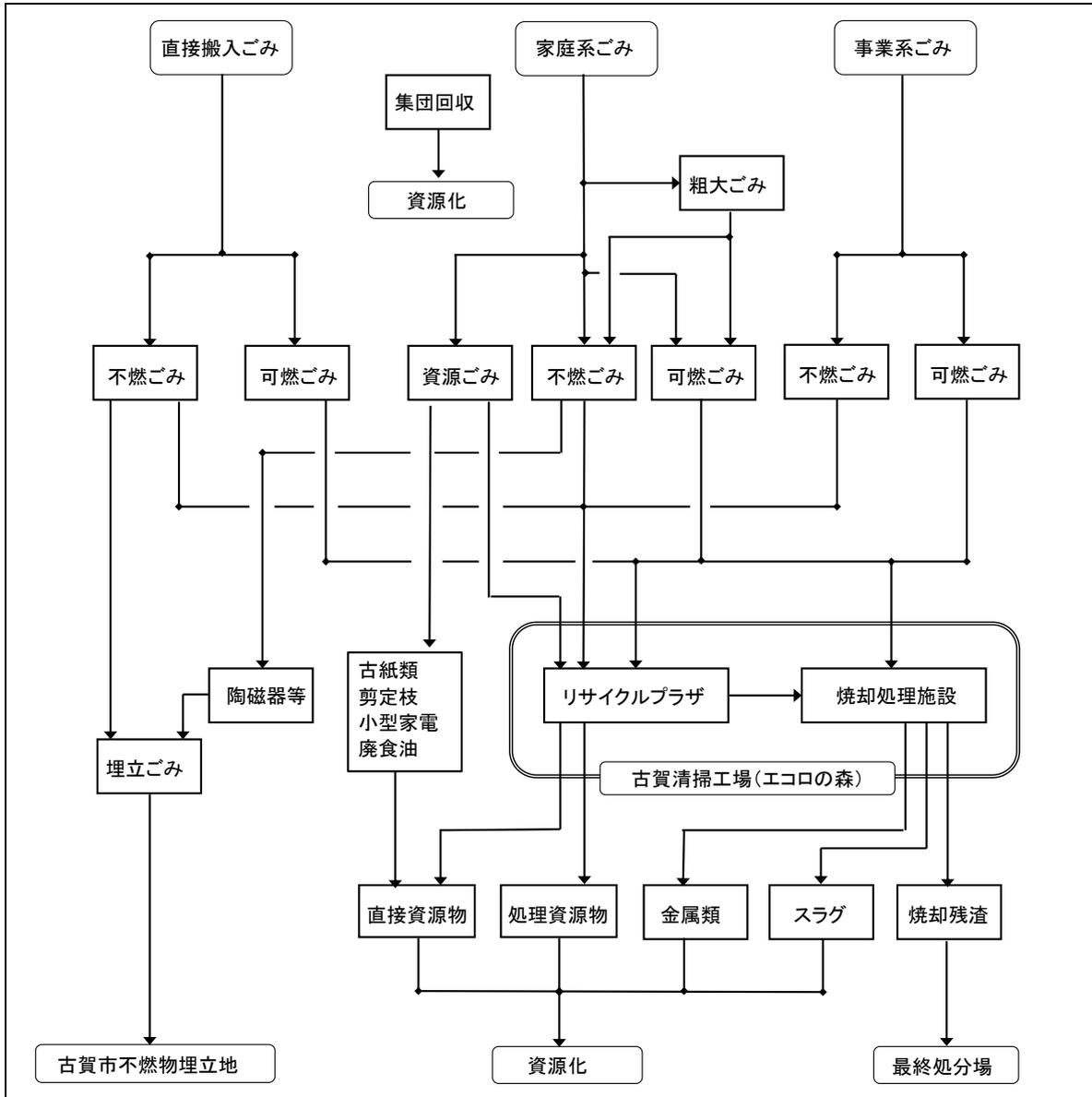
表1 収集運搬体制

収集区分	ごみ区分	収集方式	排出形態	搬入施設	収集の 日程・回数	手数料		
家庭系 ごみ	市が収集 (委託業者が 収集)	可燃ごみ	戸別収集	指定袋	古賀清掃工場	2回/週	60円/袋(大) 35円/袋(小) 20円/袋(ミニ)	
		粗大ごみ	戸別収集	指定処理 シール		月～金	500円/個	
	資源ごみ 不燃ごみ	分別12品目	拠点回収 (地域別)	コンテナ エコバッグ		1回/月	無料	
		分別12品目 古紙類	拠点回収 (古賀清掃工場)	コンテナ エコバッグ		3回/月	無料	
		ペットボトル 発泡トレイ 牛乳パック	拠点回収 (公共施設)	回収ボックス		-	無料	
		小型家電	拠点回収 (公共施設)	回収ボックス		1回/週	無料	
		古紙類	拠点回収	回収倉庫		再生業者	月～金	無料
		廃食用油	拠点回収 (公共施設)	回収缶		再生業者	月～金	無料
事業系 ごみ	個別契約 (許可業者が 収集)	可燃ごみ	個別収集	指定袋	-	100円/袋(大) 70円/袋(小)		
		不燃ごみ	個別収集	-	古賀清掃工場	-	無料	
直接搬入ごみ	可燃ごみ 不燃ごみ	直接搬入	-	-	月～土	140円/10kg		
	埋立ごみ	ブロック 陶磁器 がれき等	直接搬入	許可制 (事業者搬入不可)	古賀市不燃物 埋立地	月、水、金	0.5tまで 500円 1tまで1000円 2tまで2000円	
集団回収	古紙類等	集団回収団体が収集	-	-	-	-		
	剪定枝等	集団回収団体が収集	-	再生業者	-	再生業者が決定		

3. ごみ処理フロー

古賀市のごみ処理のフローは、次の図1のようになります。

図1 ごみ処理フロー



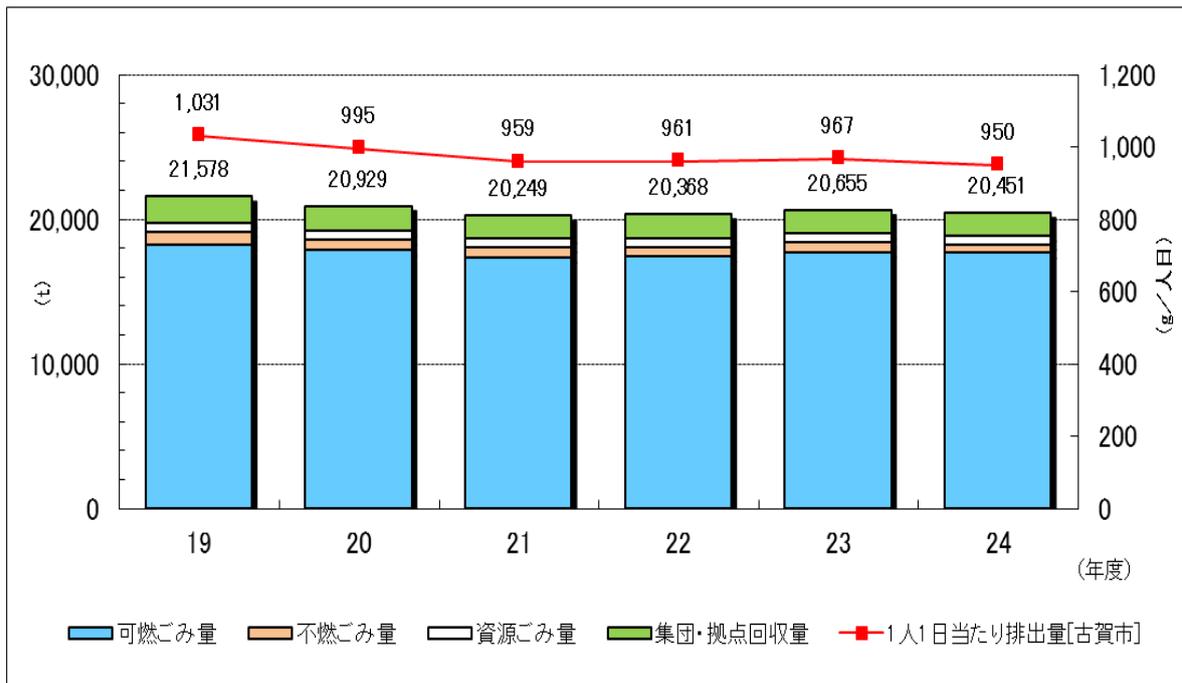
第2節 ごみの状況

1. ごみの排出量

ごみの排出量の推移を種類別に表すと、次の図2に示すとおりです。

人口は微増傾向の中、「ごみ総排出量」と「1人1日当たり排出量」は、平成21年度以降増減はありませんが、ほぼ横ばいの傾向にあります。

図2 ごみ排出量（種類別）



年度	19	20	21	22	23	24
可燃ごみ量(t)	18,245	17,848	17,372	17,396	17,735	17,669
不燃ごみ量(t)	886	770	711	703	671	593
資源ごみ量(t)	648	619	619	620	585	584
集団・拠点回収量(t)	1,799	1,691	1,548	1,650	1,664	1,605
ごみ総排出量(t)	21,578	20,929	20,249	20,368	20,655	20,451
人口(人)	57,180	57,609	57,852	58,086	58,338	59,004
1人1日あたり排出量[古賀市](g)	1,031	995	959	961	967	950
1人1日あたり排出量[福岡県](g)	1,114	1,059	1,022	1,001		
1人1日あたり排出量[全国](g)	1,089	1,033	994	976	975	

※ 各数値を四捨五入しているため、「ごみ総排出量」の値において±1(t)の誤差が生じている場合がある

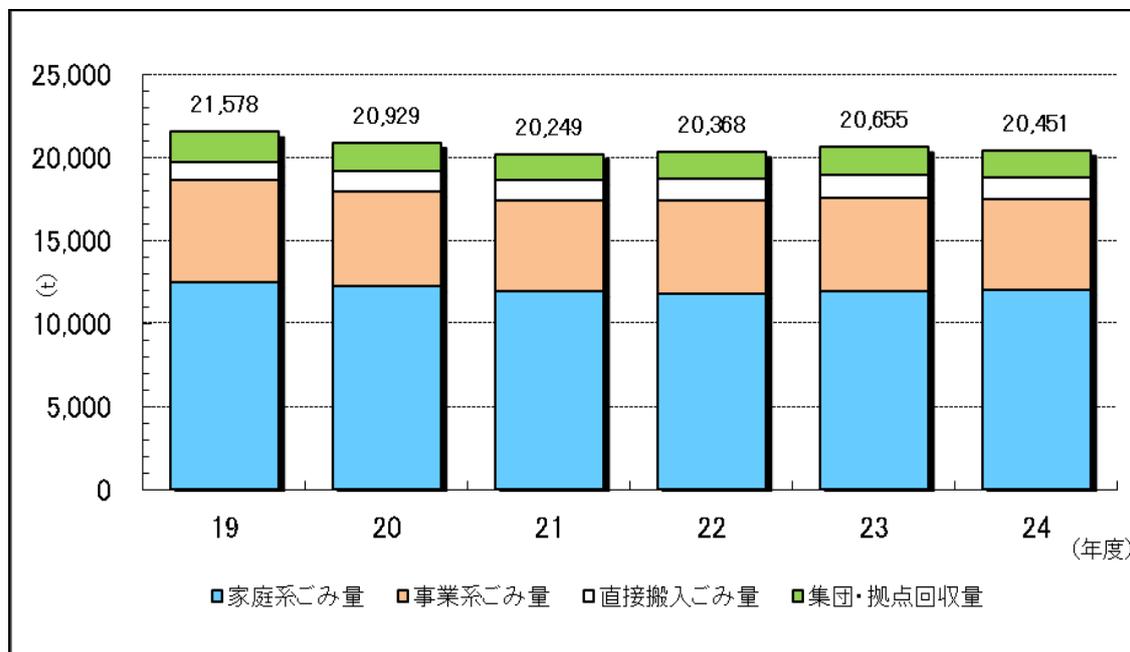
※ 平成23年度の福岡県の1人1日あたり排出量及び

平成24年度の福岡県及び全国の1人1日あたり排出量は、平成26年3月31日現在未発表

ごみの排出量の推移を形態別に表すと、次の図3に示すとおりです。

人口は微増傾向の中、家庭系ごみは増加傾向、事業系ごみ・直接搬入ごみは平成22年度から増加し、集団回収量は減少しています。

図3 ごみ排出量（排出形態別）



年度		19	20	21	22	23	24
家庭系ごみ量		12,496	12,281	11,964	11,852	12,006	12,046
(内訳)	可燃ごみ	11,669	11,521	11,191	11,098	11,272	11,340
	不燃ごみ	179	140	154	134	149	122
	資源ごみ	648	619	619	620	585	584
事業系ごみ量		6,184	5,669	5,502	5,572	5,608	5,495
(内訳)	可燃ごみ	5,793	5,326	5,171	5,262	5,301	5,192
	不燃ごみ	390	343	330	310	306	303
直接搬入ごみ量		1,100	1,288	1,235	1,295	1,377	1,305
(内訳)	可燃ごみ	783	1,001	1,009	1,036	1,162	1,137
	不燃ごみ	316	287	226	259	215	168
集団・拠点回収量		1,799	1,691	1,548	1,650	1,664	1,605
ごみ総排出量(合計)		21,578	20,929	20,249	20,368	20,655	20,451

※ 各数値を四捨五入しているため、合計値において±1(t)の誤差が生じている場合がある

(単位:t)

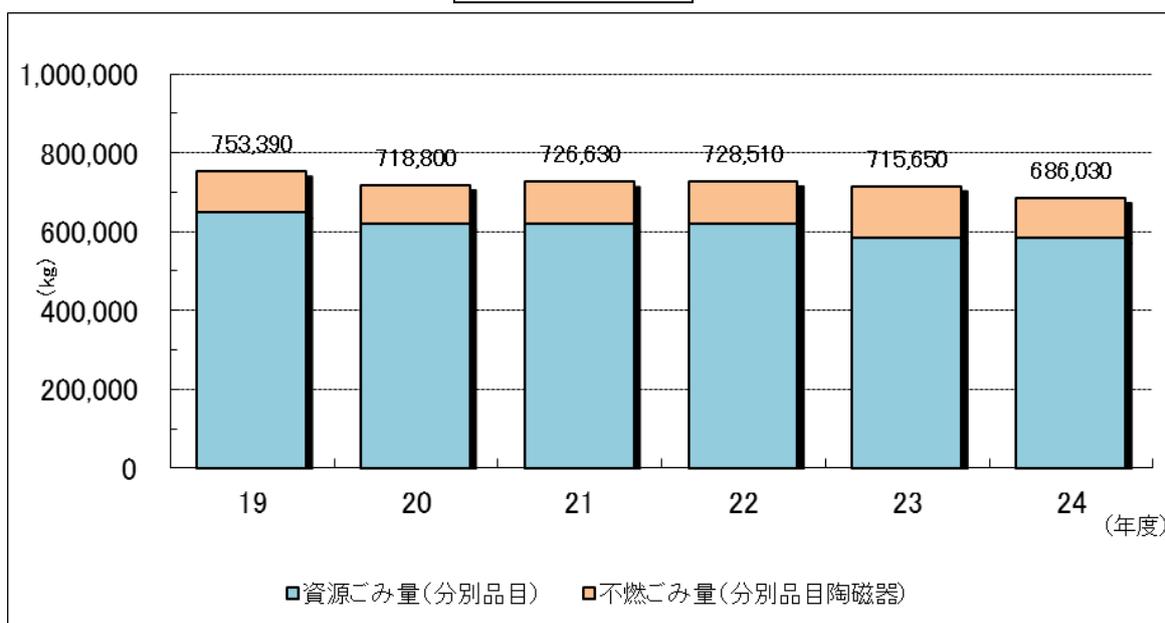
2. 分別品目の収集量

分別収集は平成10年度に開始し、分別品目は12分別です。この分別品目のうち、陶磁器以外は資源ごみとして分類されます。

分別ごみ（12品目）の収集量は図4に示すとおりであり、分別収集の収集量と市内の公共施設等に設置の資源回収ボックス（紙パック・発泡トレイ・ペットボトル）の収集量の合計となります。

分別ごみの量は、減少傾向でしたが、平成21年度に増加に転じ、平成23年度以降再び缶・金物を中心に減少しています。

図4 分別ごみ収集量



年度		19	20	21	22	23	24	
分別収集回収量		746,830	711,880	720,000	721,640	709,470	679,860	
(内訳)	資源	缶	16,650	13,620	13,410	9,760	8,170	6,930
		びん	270,540	260,440	258,750	257,640	252,100	250,670
		ガラス	53,660	49,360	52,330	53,970	53,190	54,490
		蛍光管	7,850	8,070	7,990	7,870	7,360	6,990
		乾電池	13,900	13,510	13,510	13,060	13,320	13,130
		紙パック	9,060	8,590	8,370	10,760	9,650	9,470
		発泡トレイ	9,750	10,360	9,930	11,050	10,110	9,920
		梱包材	7,520	7,710	7,960	7,670	7,410	7,810
		ペットボトル	43,420	41,350	42,830	45,850	42,770	44,230
		金物	121,360	108,190	104,550	104,150	88,990	88,960
	その他プラスチック容器包装	87,430	91,080	92,670	90,930	85,510	85,200	
不燃	陶磁器	105,690	99,600	107,700	108,930	130,890	102,060	
資源回収ボックス回収量		6,560	6,920	6,630	6,870	6,180	6,170	
(内訳)	資源	紙パック	1,530	1,660	1,670	1,840	1,640	1,720
		発泡トレイ	1,000	1,020	1,030	1,030	960	1,070
		ペットボトル	4,030	4,240	3,930	4,000	3,580	3,380
合計(資源ごみ品目)		647,700	619,200	618,930	619,580	584,760	583,970	
合計(分別収集全品目)		753,390	718,800	726,630	728,510	715,650	686,030	

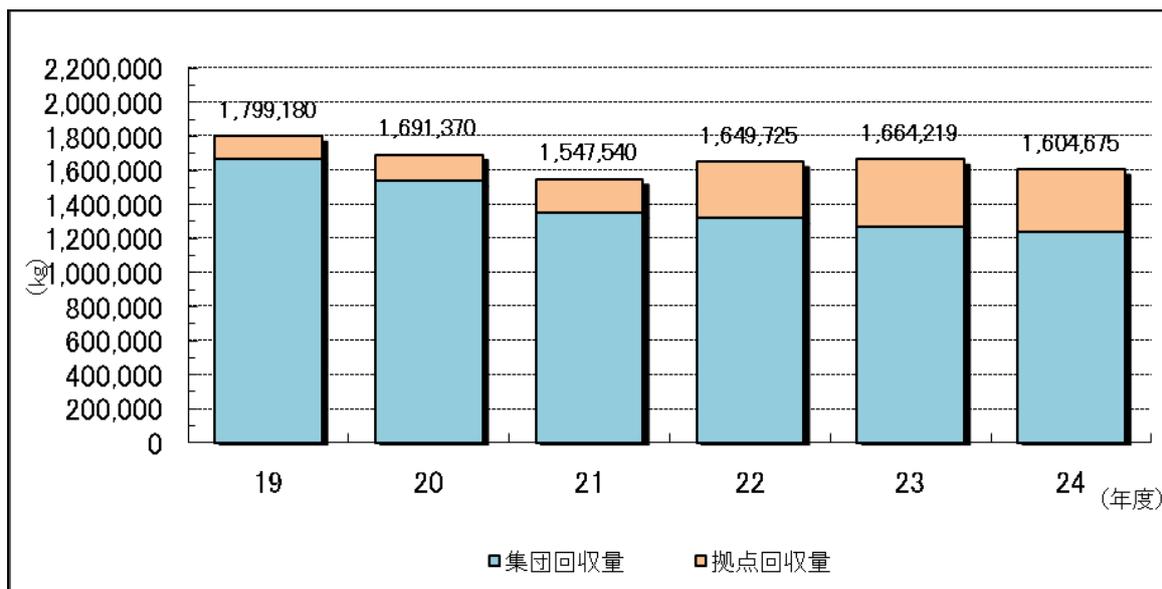
(単位: kg)

3. 古紙類の回収量

古賀市の古紙類（古紙・古着）の回収量は、図5に示すとおりであり、市内の各種団体が行う古紙類等の集団回収量及びエコロの森分別収集において実施した古紙類の収集量、また市内2カ所に設置している古紙・古着回収倉庫の収集量の合計になります。

集団回収量は年々減少しておりますが、集団回収以外の古紙類の収集量が年々増加しています。

図5 古紙類回収量



年度		19	20	21	22	23	24
集団回収量		1,668,930	1,537,580	1,351,570	1,318,765	1,268,839	1,236,215
(内訳)	新聞	1,015,800	912,080	806,250	769,435	712,810	709,890
	雑誌	376,930	348,520	293,870	295,320	291,780	269,815
	ダンボール	227,600	225,610	204,130	197,090	185,450	182,715
	古着	48,600	51,370	47,320	48,970	51,090	49,920
	アルミ缶・びん	-	-	-	-	19,909	17,705
	剪定枝	-	-	-	7,950	7,800	6,170
拠点回収量		130,250	153,790	195,970	330,960	395,380	368,460
(内訳)	新聞	42,560	50,320	63,000	77,090	93,900	93,970
	雑誌	48,700	59,830	75,530	85,460	106,260	94,810
	ダンボール	21,490	22,290	28,020	34,340	40,710	53,720
	古着	17,500	21,350	29,420	35,010	39,600	37,910
	アルミ缶・びん	-	-	-	-	-	-
	剪定枝	-	-	-	99,060	114,910	88,050
回収量合計		1,799,180	1,691,370	1,547,540	1,649,725	1,664,219	1,604,675

(単位: kg)

4. 埋立されるごみの量

不燃ごみのうち、古賀市不燃物埋立地に搬入されるごみ（ブロック、陶磁器、がれき等）の量は、表 2 に示すとおりです。

分別収集で収集した陶磁器は、埋立処分しています。

表 2 埋立量推移

年度	19	20	21	22	23	24
搬入重量(t)	309.0	287.5	208.7	264.4	254.4	192.6
搬入容量(m ³)	193.1	179.7	130.4	165.3	159.0	120.4

注) 搬入重量及び搬入容量は、搬入車両積載量による推量値

搬入容量＝搬入重量／1.6 として換算

5. ごみの性状について

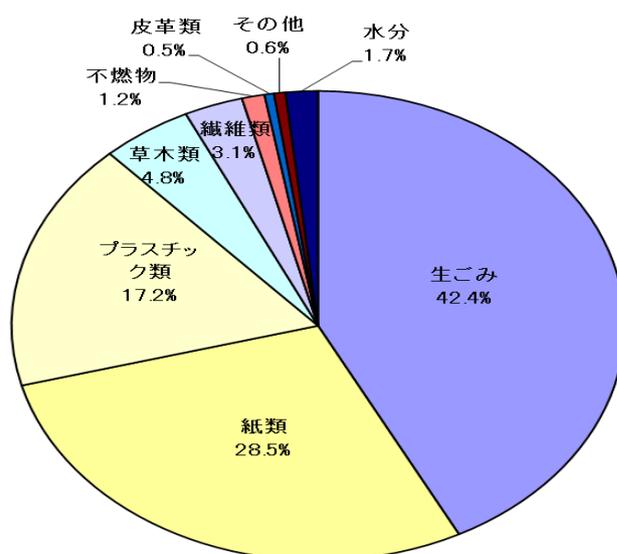
平成 21 年度に、再生利用可能物の量・割合などごみ減量化・資源化施策に必要なデータを採取することを目的として、可燃ごみの内容物の量や割合を分析するため、可燃ごみ組成調査を実施しました。

可燃ごみ組成調査の分析結果は、図 6 に示すとおりです。この調査は、市内 4 地域（山間住宅地、新興住宅地、共同住宅、商業地区）から排出された家庭系の可燃ごみの調査を年 4 回（6 月、9 月、12 月、2 月）実施し、それぞれの地域の調査結果の平均値をとったものです。

また、それぞれの組成割合は、湿重量（水分を含んだ状態の重量）での割合となります。

なお、この調査は平成 18 年度も実施していますが、平成 21 年度の調査結果とほぼ同様に「生ごみ」が約 4 割を占めています。次に「紙類」が約 3 割で「プラスチック類」の順になります。

図 6 可燃ごみ組成分析（平成 21 年度）



主な種類	平成18年度	平成21年度
	割合(%)	割合(%)
生ごみ	43.1	42.4
紙類	26.2	28.5
プラスチック類	15.7	17.2
草木類	5.0	4.8
繊維類	4.4	3.1
不燃物	2.0	1.2
皮革類	1.1	0.5
その他可燃物	1.3	0.6
流出水分	1.2	1.7
「家庭系可燃ごみ」合計	-	-

第3節 ごみ処理方法

1. ごみ処理施設

(1) 古賀清掃工場（エコロの森）

平成15年4月から古賀清掃工場へ可燃ごみ・不燃ごみ（陶磁器、ブロック、がれき等以外）・資源ごみを搬入し処理をしています。

ここでは、焼却処理・破碎選別処理・焼却残渣の最終処分が行われています。

表3 古賀清掃工場（エコロの森）概要

施設所管	玄界環境組合	
設置場所	古賀市筵内1970番地1	
焼却処理施設		
処理能力	260t/日（130t/日×2炉）	
処理方式	ガス化溶融	
建設年度	着工	平成12年11月
	竣工	平成15年3月
	本格稼動	平成15年4月
設計・施工	三井造船 株式会社	
リサイクルプラザ		
処理能力	48t/5h	
処理方式	機械選別、手選別、破碎処理	
建設年度	本格稼動：平成15年4月	
設計・施工	株式会社 栗本鉄工所	
最終処分場		
施設名	最終処分場	
埋立対象物	脱塩残渣	
埋立地面積	1,770㎡	
埋立容量	11,505㎡	
埋立工法	クレーンによる積み増し工法	

<玄界環境組合構成市町>

古賀市、福津市、新宮町、宗像市

- 焼却処理施設について

可燃ごみが搬入されます。また、リサイクルプラザに搬入された資源ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ（可燃・不燃）のうち、資源不適物や破碎処理残渣（可燃物）も搬入されます。

無酸素状態で 450℃の熱処理による分解後、混入している金属類を分離させ回収します。その後、1,300℃の高温燃焼で溶融処理されます。高温のため、ダイオキシン発生が抑制され、また、灰分を溶かしスラグとして回収しています。なお、平成 22 年度からは飛灰についても、山元還元により再資源化しています。

このように、焼却残渣を減らし残りの残渣を最終処分場にて処分しています。

表 4 焼却処理内訳

年度		19	20	21	22	23	24
焼却量(t)		18,569	18,172	17,727	17,691	17,961	17,951
内訳	直接焼却量(t)	17,628	17,486	17,229	17,286	17,421	17,442
	リサイクルプラザ処理残渣焼却量(t)	940	685	498	405	540	509
焼却残渣資源化量(t)		1,444	1,591	1,361	1,329	1,307	1,267
焼却残渣量(t)(資源化分除く)		436	220	106	508	517	454
焼却残渣率(%) (資源化分除く)		2.3	1.2	0.6	2.9	2.9	2.5

- リサイクルプラザについて

資源ごみや不燃ごみ、破碎処理が必要な粗大ごみ（可燃・不燃）等が搬入されます。資源ごみは種類別に選別・圧縮・梱包などの中間処理が行われ、その後に資源物として再生業者に引き渡されます。

不燃ごみ、粗大ごみは必要に応じて破碎処理が行われ、資源化可能な部分を取り出し、資源化不可能な破碎処理残渣（可燃物）は、焼却処理施設に送られます。

表 5 リサイクルプラザ処理内訳

年度	19	20	21	22	23	24
処理量(搬入量)(t)	1,680	1,335	1,152	1,070	1,188	1,114
リサイクルプラザ資源化量(t)	739	650	654	664	649	605
リサイクルプラザ処理残渣(t)	940	685	498	405	540	509
リサイクルプラザ資源化率(%)	44.0	48.7	56.7	62.1	54.6	54.3
リサイクルプラザ直接資源化量(t)	164	133	115	124	104	91

- 最終処分場について

焼却処理施設で処理された焼却残渣（脱塩残渣）が搬入され、埋立処分されています。なお、平成 22 年度からは、山元還元により再資源化しています。

(2) 古賀市不燃物埋立地

家庭から発生する不燃ごみのうちブロック、陶磁器、がれき等を埋立処分しています。また、分別収集で回収された陶磁器についても、焼却処理が困難なため埋立処分しています。

表6 古賀市不燃物埋立地 概要

施設名	古賀市不燃物埋立地
施設所管	古賀市
設置場所	古賀市青柳町444-2番地(他6筆)
埋立対象物	家庭から発生するブロック、陶磁器、がれき等
埋立地面積	7,412m ²
埋立容量	25,381m ³
埋立開始年	昭和62年7月
埋立工法	準好気式埋立
排水の処理方法	砂ろ過方式

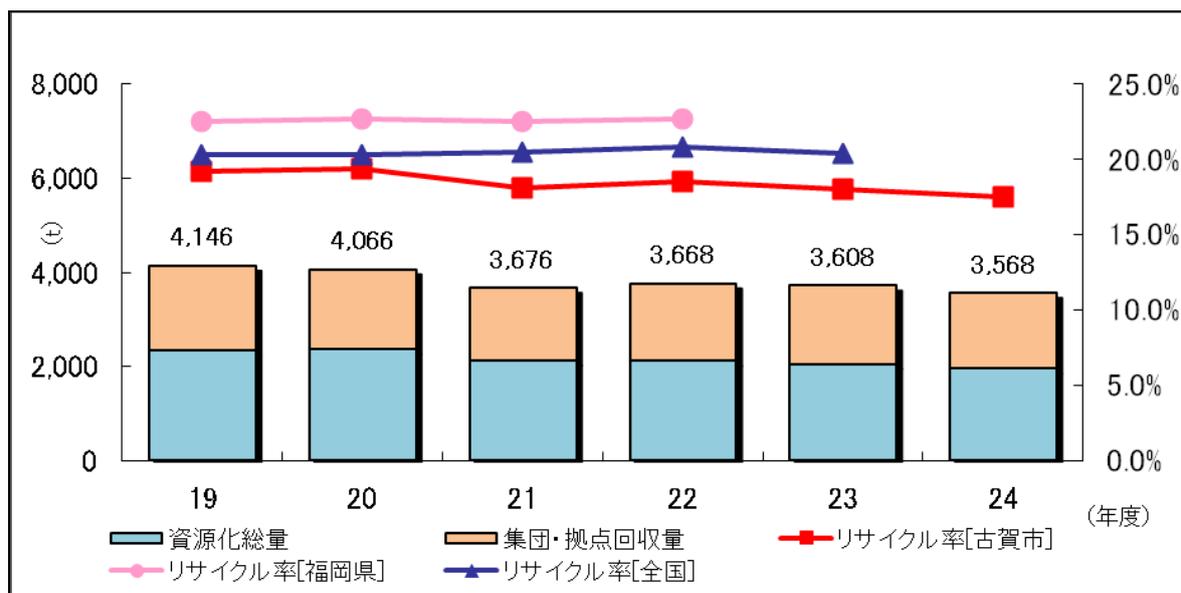
2. リサイクル率

リサイクル率は、排出されたごみから資源化された量のごみの総排出量に対する割合を示す値で、その推移は図7に示すとおりです。

古賀清掃工場では、焼却処理時の金属回収や焼却残渣のスラグ化により、金属やスラグを資源物として回収しています。

また、リサイクル率は、資源ごみの量が減少しているため、近年は県内平均・全国平均を下回って推移しています。

図7 リサイクル率の推移



年度	19	20	21	22	23	24
資源化総量(t)	2,347	2,375	2,129	2,118	2,059	1,964
(内訳)						
焼却施設残渣資源化量(t)	1,444	1,591	1,361	1,329	1,307	1,267
リサイクルプラザ資源化量(t)	739	650	654	664	649	605
リサイクルプラザ直接資源化量(t)	164	133	115	124	104	91
集団・拠点回収量(t)	1,799	1,691	1,548	1,650	1,664	1,605
リサイクル総量(t)	4,146	4,066	3,676	3,767	3,723	3,568
ごみ総排出量(t)	21,578	20,929	20,249	20,368	20,655	20,451
リサイクル率[古賀市](%)	19.2	19.4	18.2	18.5	18.0	17.4
リサイクル率[福岡県](%)	22.5	22.7	22.5	22.7		
リサイクル率[全国](%)	20.3	20.3	20.5	20.8	20.4	

※ 各数値の小数点以下を四捨五入しているため、内訳と合計値の間で±1(t)の誤差が生じている場合がある

※ 平成23年度の福岡県のリサイクル率及び平成24年度の福岡県及び全国のリサイクル率は平成26年3月31日現在未発表

注) ① 「リサイクル総量」=「資源化総量(古賀清掃工場)」+「集団・拠点回収量」

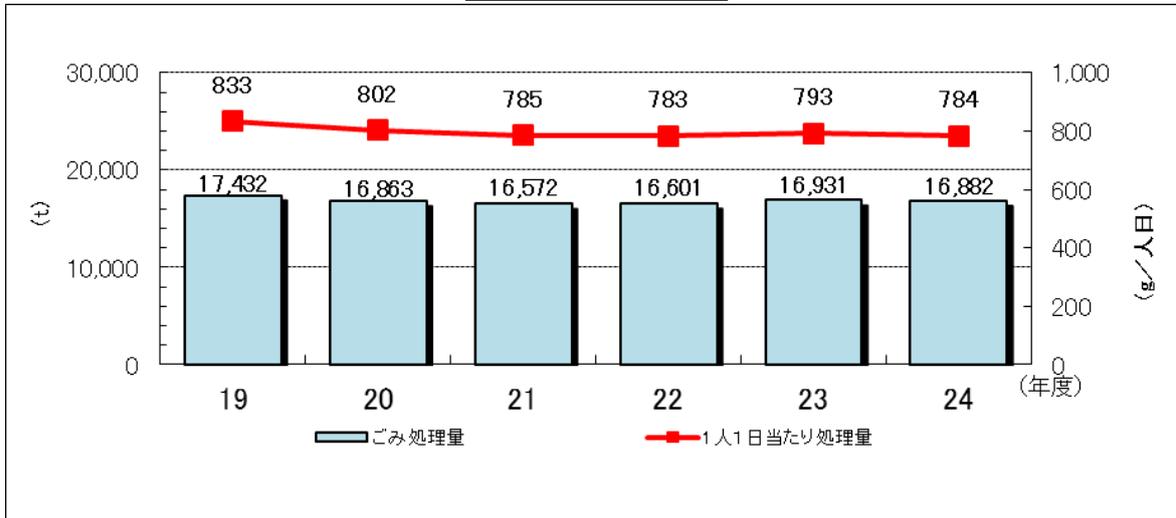
② 「リサイクル率」=「リサイクル総量」÷「ごみ総排出量」

3. ごみ処理量

ごみ処理量は、資源化されずに処理されたごみの量を表しており、ごみ総排出量から資源化された量を引いたものであり、その推移は図8に示すとおりです。

人口は微増傾向にある中で、全体の「ごみ処理量」及び「1日1人当たり処理量」ともにほぼ横ばい傾向にあります。

図8 ごみ処理量の推移



年度	19	20	21	22	23	24
ごみ処理量(t)	17,432	16,863	16,572	16,601	16,931	16,882
ごみ総排出量(t)	21,578	20,929	20,249	20,368	20,655	20,451
資源化総量(t)	2,347	2,375	2,129	2,118	2,059	1,964
集団・拠点回収量(t)	1,799	1,691	1,548	1,650	1,664	1,605
人口(人)	57,180	57,609	57,852	58,086	58,338	59,004
1人1日当たり処理量(g)	833	802	785	783	793	784

※ 各数値の小数点以下を四捨五入しているため、内訳と合計値の間で±1(t)の誤差が生じている場合がある

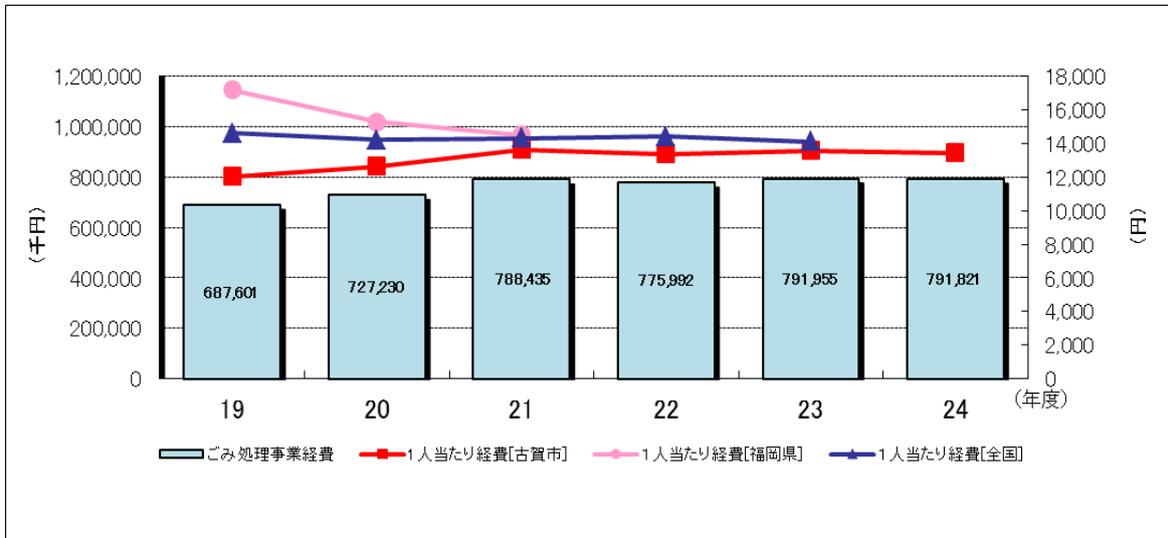
4. ごみ処理経費

(1) ごみ処理事業経費

古賀市が負担したごみ処理事業経費は、図9に示すとおりです。

平成19年度以降は、処理経費及び維持管理費が増加傾向であり、平成24年度は1人当たり換算して13,420円の負担となっています。

図9 ごみ処理経費の推移(1人当たり換算)



年度		19	20	21	22	23	24
ごみ処理事業経費(千円)		687,601	727,230	788,435	775,992	791,955	791,821
(内訳)	建設改良費(千円)	0	273	0	0	0	0
	処理及び維持管理費(千円)	656,481	692,712	759,367	749,448	759,166	759,876
	その他(千円)	31,120	34,245	29,068	26,544	32,789	31,945
人口(人)		57,180	57,609	57,852	58,086	58,338	59,004
1人当たり経費[古賀市](円)		12,025	12,624	13,628	13,359	13,575	13,420
1人当たり経費[福岡県](円)		17,178	15,259	14,501			
1人当たり経費[全国](円)		14,600	14,200	14,300	14,400	14,100	

- ※ 上記ごみ処理事業経費は、当該年度に古賀市が負担した経費を示している
- ※ 起債償還分は除く
- ※ 平成22.23.24年度の福岡県の1人当たり経費、及び平成24年度の全国の1人当たり経費は平成26年3月31日現在未発表

(2) リサイクルプラザ品目別処理経費

リサイクルプラザにおける資源ごみ等の品目別処理経費（平成 23 年度）を、表 7 と表 8 に示しています。

表 7 は古賀清掃工場（古賀市、福津市、新宮町の合計）の経費を示し、表 8 は古賀清掃工場の経費を古賀市の搬入量割合で按分し、古賀市分の経費を算出したものです。

表 7 リサイクルプラザ品目別処理経費（平成 23 年度 古賀清掃工場分）

	㊦ 処理経費(千円)	㊧ 売却収入(千円)	総費用(千円) (㊦-㊧)	資源物のゆくえ(再生品)
缶(アルミ・鉄)	2,006	4,742	▲2,736	⇒ インゴット、アルミ缶、鋼板
びん(無色・茶色・その他)	17,598	270	17,328	⇒ びん(無色・茶色)、土木建築材料
蛍光管	563	-	563	⇒ 蛍光ランプ
乾電池	941	-	941	⇒ 亜鉛合金、硫酸、高純度金属
紙パック	668	355	313	⇒ トイレットペーパー、ティッシュペーパー
発泡(トレイ・梱包材)	1,315	-	1,315	⇒ 断熱材、発泡ウレタン
ペットボトル	3,271	5,828	▲2,557	⇒ 配管用土管、日用品、文具、卵パック
その他プラスチック容器包装	5,816	2,773	3,043	⇒ パレット、ベンチ、杭、タイヤ止め
金属混合物(金物・粗大ごみ)	60,646	30,592	30,054	⇒ インゴット、アルミ製品、鋼材
合計	92,824	44,560	48,264	

※「総費用」の欄の“▲”は、プラス収支を表している

- 注) ① 古賀清掃工場の経費を表している（古賀市、新宮町、福津市の搬入物の処理経費合計）
- ② 処理経費：稼働経費（消耗品、機器整備費、車両維持管理費）及び処理委託費用等を表している
品目別の経費を算出したものであり、全品目にかかる共通の経費や電気代・水道代・人件費等は含んでいない
- ③ 売却収入：再生業者へ引き渡した際の売却益

表 8 リサイクルプラザ品目別処理経費（平成 23 年度 古賀市分）

	搬入量割合 (古賀清掃工場全体の 搬入量に対する割合)	㊦ 処理経費(千円)	㊧ 売却収入(千円)	総費用(千円) (㊦-㊧)	1人あたり総費用 (円)
缶(アルミ・鉄)	11.2%	225	532	▲307	▲5
びん(無色・茶色・その他)	39.5%	6,945	106	6,945	119
蛍光管	36.6%	206	-	206	4
乾電池	39.0%	367	-	367	6
紙パック	39.8%	266	141	125	2
発泡(トレイ・梱包材)	36.7%	483	-	483	8
ペットボトル	36.0%	1,178	2,099	▲921	▲16
その他プラスチック容器包装	40.5%	2,356	1,123	2,356	40
金属混合物(金物・粗大ごみ)	33.4%	20,240	10,210	10,030	172
合計	-	32,266	14,211	19,284	331

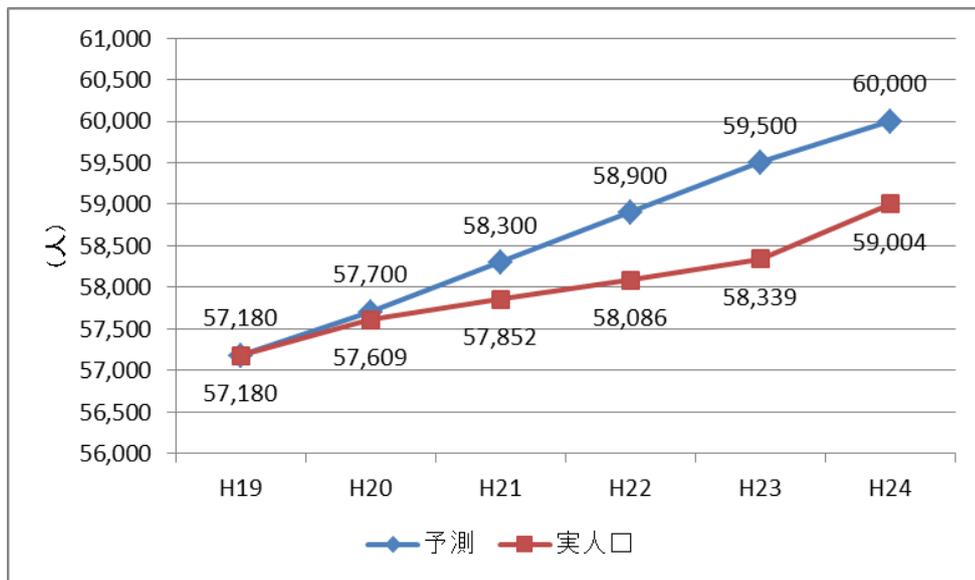
- 注) ① 古賀清掃工場全体の「処理経費」・「売却収入」を基に、古賀市分の搬入量割合を乗じて算出している
- ② 「1人あたり総費用」は、平成 23 年 9 月末の古賀市住民基本台帳人口（58,339 人）を使用している

第4節 実施施策の現状

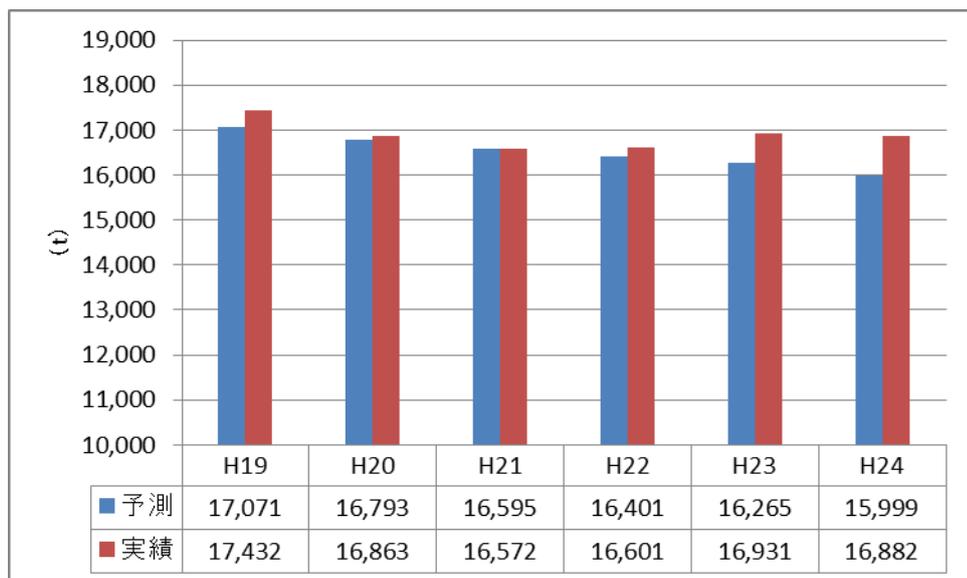
1. 前計画の目標について（平成24年度1人1日当たりごみ処理量731g）

目標については、(1)の人口は予測を下回る増加となっていますが、(2)のごみ処理量の実績値は、平成21年度まで減少し、平成22年度からは増加に転じ、予測値との間に差が出ています。これは、(3)の1人1日当たりごみ処理量の目標値と実績値及び(4)の可燃・不燃ごみ量についても、同様の傾向となっております。また、(5)の資源ごみの割合（可燃・不燃ごみに対する比率）についても、予測値に達していない状況です。

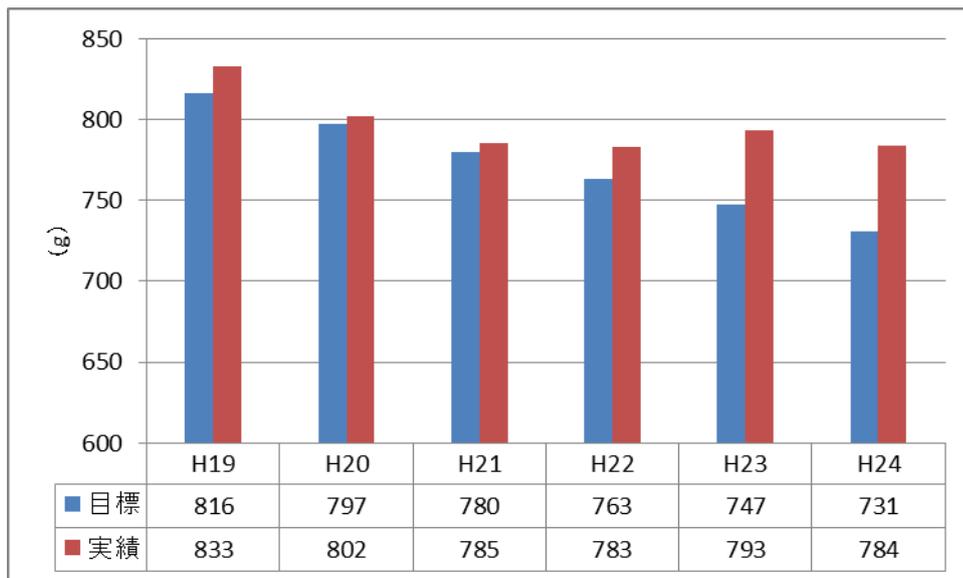
(1) 人口推移



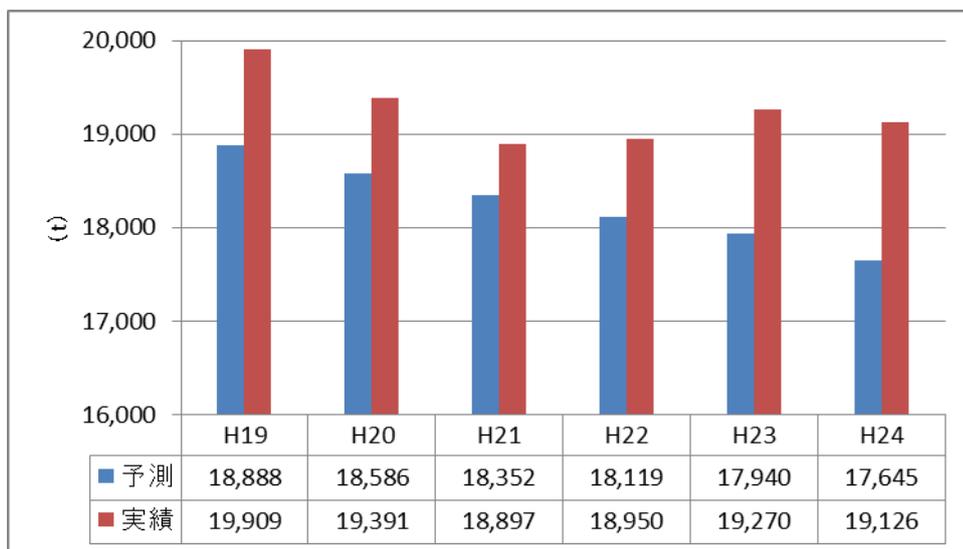
(2) ごみ処理量の予測値と実績値(家庭系ごみと事業系ごみの合計)



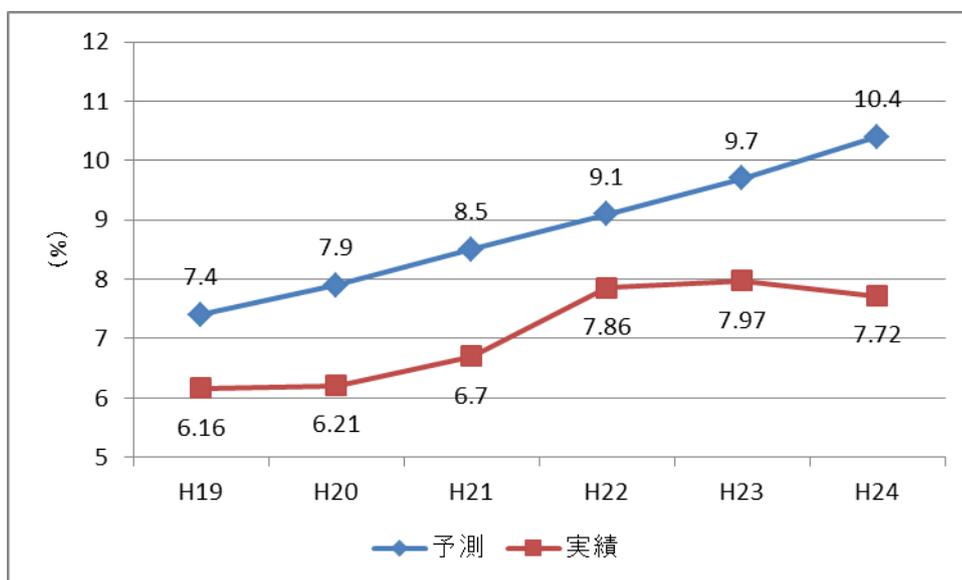
(3) 1人1日当たりごみ処理量の目標値と実績値(家庭系ごみと事業系ごみの合計)



(4) 可燃・不燃ごみ量



(5) 資源ごみの割合(可燃・不燃ごみに対する比率)



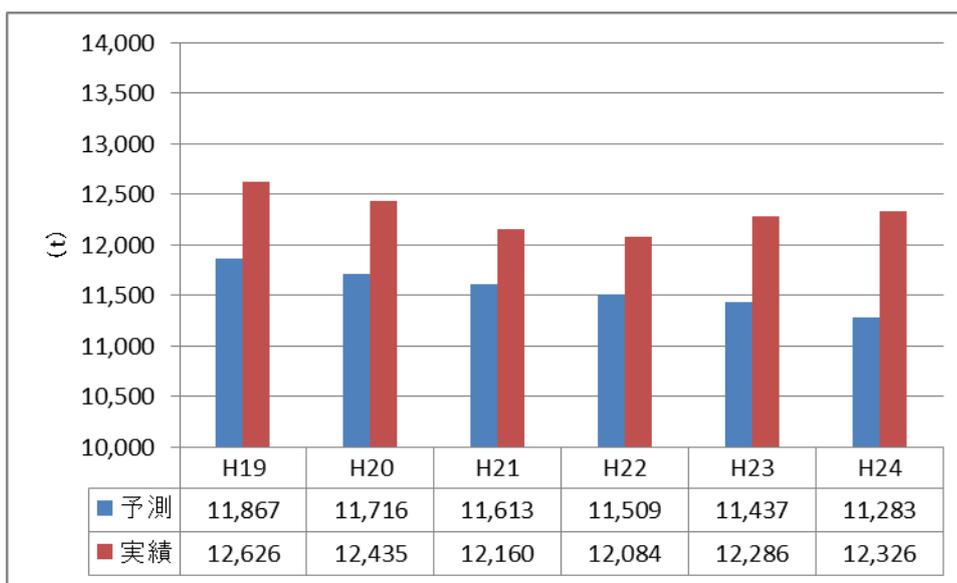
2.家庭系ごみ対策について

●予測値と実績値について

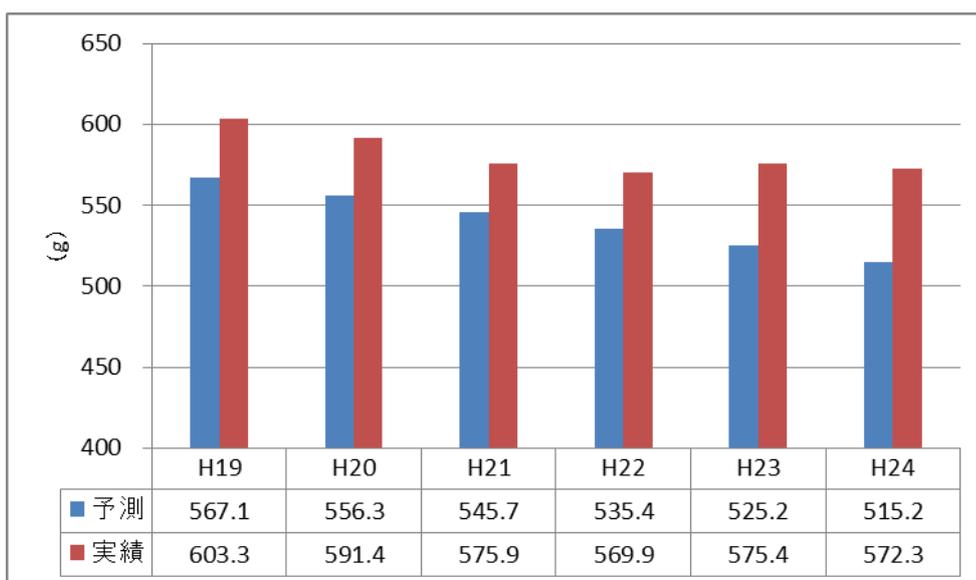
家庭系ごみ排出量の傾向は、人口増加が続く中、平成19年度から平成22年度まで減少していますが、平成23年度から増加に転じています。

実績値については、家庭系ごみ排出量、1人1日当たりごみ排出量ともに、予測値を上回っている状況です。

家庭系ごみ排出量の予測値と実績値



1人1日当たりごみ排出量の予測値と実績値(家庭系ごみ)



●施策・アンケート・ワークショップの結果と課題の整理について

【過去の施策と点検・評価】

(1) ごみの分別と資源化の推進

①分別の推進 ②回収拠点の整備 ③集団回収の実施

資源化を促進させるため、分別の正しいルール啓発や分別収集会場・資源ごみの回収拠点を整備した結果、市民の分別意識と行動が定着しつつあります。

また、古紙類等の集団回収奨励金制度を継続実施し、ごみの分別と資源化を推進しました。

実施状況

①～③まで、おおむね計画どおり実施しています。

(2) 生ごみの減量推進

①生ごみの削減 ②水切りの徹底 ③生ごみ処理機器の普及促進

生ごみの減量に関する啓発や現状・対処法等の周知により、その削減につとめました。また、出前講座や各種行事で水切りの徹底等の啓発につとめるとともに、生ごみの減量を推進するための生ごみ処理機器購入費補助制度を実施しながら、生ごみ堆肥化容器等の使用方法を市民に情報提供し、普及率の向上を図りました。生ごみ処理機器については、啓発に重点を置いたため、購入を促進するまでには至りませんでした。

実施状況

①～③まで、おおむね計画どおり実施しています。生ごみ処理機器については、追跡調査の実施に至りませんでした。

(3) ごみの発生抑制の推進

①簡易包装・買い物袋持参運動の推進 ②ごみを出さない意識の向上 ③フリーマーケットの支援・体制整備 ④再生品利用のPR ⑤市の利用促進

事業者に対し、簡易包装につとめるような啓発は実施に至りませんでした。市民に対しては、まつり古賀等で買い物袋を持参するマイバッグ運動を推進しました。

また、出前講座等では、ごみを出さない意識の啓発につとめるとともに、エコロの森で開催されるフリーマーケットや再生品に関する情報を発信し、支援しました。再生品や環境物品の販売店拡大までには至りませんでした。公共施設等ではグリーン購入法に基づき、再生品の利用を促進しました。

実施状況

①・④については、実施に至りませんでした。

②・③・⑤については、おおむね計画通り実施しています。

(4) リサイクル可能品目の資源化推進

- | | |
|----------------|-----------|
| ①各種リサイクル法対策の推進 | ②リサイクルの検討 |
| ③バイオマスエネルギーの研究 | |

各種リサイクル法の改正等への対応については、円滑な実施に向けて市民への周知を徹底するとともに、新たなリサイクルの検討については、剪定枝葉や廃食用油の資源化を実施しました。

また、バイオマス等の研究については、先進地を視察し、地域性、需要と供給や費用面などを調査研究しました。

実施状況

①～③まで、おおむね計画どおり実施しています。

【市民アンケート結果】

(1) ごみの分別と資源化の推進

- 分別収集に参加している **96.3%** (H19 95.1%)
- 資源回収ボックスを利用している **30.3%**
- 不要な紙類及び古着は、集団回収や古紙類回収倉庫に出している **93.4%**
- 生ごみの水切りを実施している **97.3%**
- 市が提供するごみ・環境に関する情報に対する期待
⇒ 家庭でできるごみ減量の工夫 **20.5%**

(2) 生ごみの減量促進

- 生ごみ処理機やコンポストを使用して、減量やたい肥化をしている **24.2%**

(3) ごみの発生抑制の推進

- 生ごみは、水切りを心がけている **97.3%**
- 食材の買いすぎ、作りすぎに気を付け、生ごみを減らすようにしている **95.5%**
- 買い物の際、マイバッグを持参している **83.5%**
- 買い物の際、過剰な包装は断るようになっている **92.0%**
- 再生品や詰め替え品など、環境に配慮した製品をなるべく選んでいる **90.7%**
- すぐに不要になりそうなものは買わず、長く使えるようなものを選んでいる **94.9%**
- 資源ごみの分別を心がけ、缶やびん、ペットボトル等はきれいに洗って出している **97.9%**
- 不要な紙類及び古着は、集団回収や古紙類回収倉庫に出している **93.4%**
- 不要なものを中古品として再利用できる機会（フリーマーケット等）を利用している **56.3%**
- 不用品でも再利用可能なものは再利用するようつとめている **92.2%**
- 日常生活において、できるだけごみを出さないようにしている **94.4%**

- 使い捨て商品はできるだけ買わないようにしている 90.9%
- 今後のごみ全般に関する行政への取り組み意見
⇒ ごみの資源化促進 32.8%

(4) リサイクル可能品目の資源化推進

- 今後のごみ全般に関する行政への取り組み意見
⇒ ごみの資源化促進 32.8%
可燃ごみの減量促進 27.0%
- 市が提供するごみ・環境に関する情報に対する期待
⇒ 家庭の不用品リサイクルに関する情報 22.1%

【ワークショップの提言（古賀市がめざす姿）】

市民のニーズをふまえた、わかりやすかつ市民に身近な環境基本計画づくりをめざすことを目的に、平成25年1月から5回にわたり、市民22人が参加したワークショップを実施し、提言としてまとめられたものです。

- 資源循環（ごみの資源化、リサイクル、廃棄物対策）
- 未来への市民の責任

(主な意見)

- 大量生産、大量消費の世の中をつくってきた。
- 市民へのごみの分別、ごみ減量の啓発（市民のモチベーション喚起）。
- 資源循環の視点で、分別可能なものを個人や団体でもっと探し増やす。
- 意識を変えること。啓発。水切りなど。気軽に取り組めるごみ減量。
- ごみ減量イベントで経済効果。

【課題の整理】

1人1日当たりごみ処理量が、目標値に達していない状況です。

これまで、生ごみの減量や分別収集の実施等の資源化に取り組むなどの施策は、おおむね実施してきており、アンケートの結果から市民のごみの減量・資源化の意識は高いものとなっています。しかし、今後の人口増加と現状の施策の継続では、家庭系の1人1日当たりごみ処理量は、増えるか横ばいの傾向になると予想されます。

よって、施策の見直しや目標値の設定についての検討も必要になりますが、今後はごみの減量・資源化施策として、「3Rの見える化」など市民に分かりやすい情報の提供、生ごみの水切り徹底等の気軽に取り組めるごみ減量の啓発促進、資源化する品目を増やすなどの資源化率を上げる施策を実施していくことで、1人1日当たりごみ処理量を減らしていくことが必要といえます。

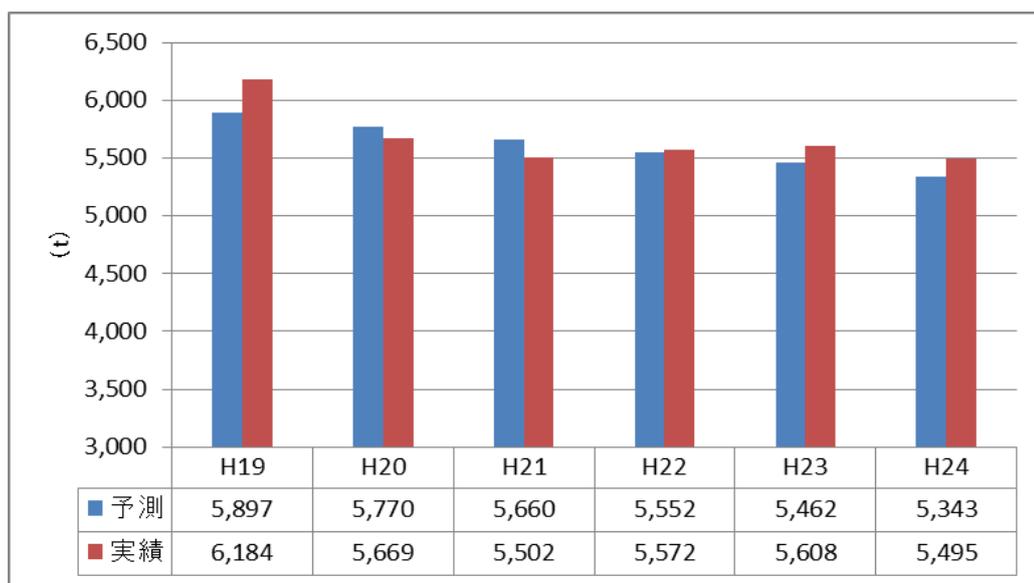
3.事業系ごみ対策について

●予測値と実績値について

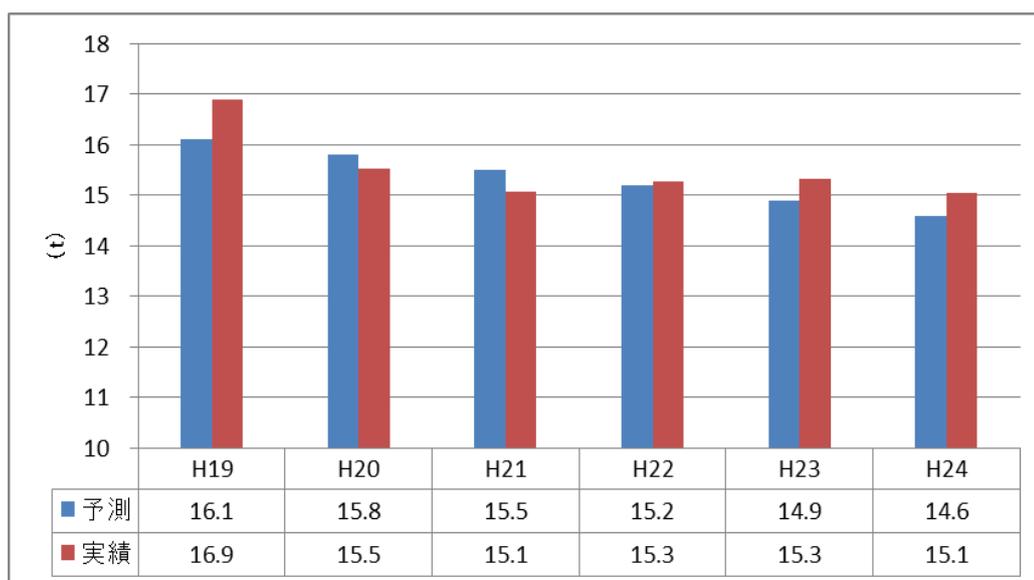
事業系ごみ排出量の傾向は、平成19年度から平成21年度まで減少しておりますが、平成22年度から増加に転じています。

実績値については、1日当たりの事業系ごみ排出量は平成20年度から21年度に予測値を下回っていますが、平成22年度以降は予測値を上回っています。

事業系ごみ排出量の予測値と実績値



1日当たり事業系ごみ排出量の予測値と実績値(事業系ごみ)



●施策・アンケート・ワークショップの結果と課題の整理について

【過去の施策と点検・評価】

(5) 事業者に対する啓発及び意識改革の推進

- | | |
|-------------------|-------------------|
| ①処理責任の明確化 | ②実態把握とごみの減量・資源化啓発 |
| ③多量排出事業者に対する指導の強化 | ④市と事業者の連携の推進 |
| ⑤優良事業所表彰 | |

事業者から発生するごみは、自らの責任において適正に処理しなければならないことを明確にし、ごみの減量につとめるよう啓発、指導しておりますが、事業系一般廃棄物の現状を把握するための実態調査については、実施に至りませんでした。

また、多量排出者に対しては、廃棄物処理責任者の選任と減量等に関する計画書の提出を義務付けており、実態の把握につとめておりますが、指導の強化までには至りませんでした。

市と事業者との連携の推進については、商工会との協議を実施しておりますが、講習会等の実施には至りませんでした。ごみの減量・資源化への取り組みに対する事業者への表彰制度等については実施しておりますが、平成 20 年度以降は該当団体がなく、表彰は実施しておりません。

実施状況

①については、おおむね計画どおり実施しています。

②のうち、事業系一般廃棄物の現状を把握するための実態調査については、排出量の実績は把握しましたが、組成・事業者意識に関する実態調査は事業者との連携が進まなかったため、実施に至りませんでした。

③のうち、多量排出事業者への指導の強化については、事業者との協議が進まなかったため、実施に至りませんでした。

④については、連携を進める仕組みづくりの検討が必要となっています。

⑤については、平成 16～19 年度までは実施しましたが、平成 20 年度以降は該当団体がなく、表彰及び公表は実施しておりません。

(6) 事業者の負担適正化により排出抑制

事業系ごみの取扱いの見直し

事業所から排出される可燃ごみ及び不燃ごみの負担額について、指定ごみ袋制の是非を含め検討しましたが、見直しまでには至りませんでした。

実施状況

平成 20～21 年度にかけて、事業所から排出される不燃ごみの指定ごみ袋制を検討しましたが、事業者の理解を得るのに時間を要することから、見直しまでには至りませんでした。

(7) 事業者のごみ分別と資源化の推進

①収集運搬体制の見直し ②事業系古紙類のリサイクル

事業系一般廃棄物の収集運搬体制に関しては、収集運搬業者が適正で効率的な体制の維持につとめたことにより、見直しには至りませんでした。また、事業系古紙類リサイクルの啓発・指導及び分別が促進される体制づくりについては、事業者責任により処理されており、実態が把握できていないことから、実施までには至りませんでした。

実施状況

①については、収集運搬業者が体制の維持につとめたことにより、見直しには至りませんでした。

②については、事業者責任により処理されており、事業系古紙類リサイクルの啓発・指導及び分別が促進される体制づくりまでには至りませんでした。

【市民アンケート結果】

(5) 事業者に対する啓発及び意識改革の推進

- ごみが発生する原因に対する意見
⇒ 製造販売している企業の責任や努力がない 11.4%
- 今後のごみ全般に関する行政への取り組み意見
⇒ 事業系ごみ減量の促進 15.5%

【事業者アンケート（要約） 市内事業者 33 社】

(5) 事業者に対する啓発及び意識改革の推進

- 関係法令（廃棄物処理法・食品リサイクル法など）の認知度 75%
- 自社で行うリサイクルへの取り組み（委託を除く） 3%

【ワークショップの提言（古賀市がめざす姿）】

市民のニーズをふまえた、わかりやすくかつ市民に身近な環境基本計画づくりをめざすことを目的に、平成 25 年 1 月から 5 回にわたり、市民 22 人が参加したワークショップを実施し、提言としてまとめられたものであります。

- 資源循環（ごみの資源化、リサイクル、廃棄物対策）
- 未来への市民の責任

（主な意見）

- 大量生産、大量消費の世の中をつくってきた。
- 資源循環の視点で、分別可能なものを個人や団体でもっと探し増やす。

【課題の整理】

1日当たりの事業系ごみ排出量は平成19～21年度に予測値を達成していますが、平成22年度からは達成できていません。

これまでに、事業系可燃ごみ袋の導入によりごみの減量や多量排出事業者への指導等の施策は実施してきましたが、事業者との連携が進まなかったため、今後は連携の方法を検討していく必要があります。

よって、施策の見直しや目標値の設定についての検討も必要になりますが、アンケートの結果からは、事業者の資源化に向けた取り組みを推進していく必要があります。今後は適正な排出・処理の指導、実態を把握する調査やごみの減量・資源化に向けた啓発や情報提供を行うとともに、事業者との連携を進める必要があるといえます。

4. その他の施策について

4-1 市民・事業者・行政のパートナーシップづくりについて

●施策・アンケート・ワークショップの結果と課題の整理について

【過去の施策と点検・評価】

(8) 協働体制の整備

- | | |
|--------------|------------|
| ①役割分担と自主性の尊重 | ②ネットワークの構築 |
| ③活動支援 | ④協力体制の強化 |

市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責務のもとにごみの減量・資源化を推進する環境づくりにつとめてきましたが、市民・事業者の自主性を尊重し、積極的な参加に基づく施策の展開までは、相互の連携が進まず、実施に至りませんでした。

また、市内のごみの減量・資源化に取り組んでいる市民・団体が相互に事例発表や意見交換ができる場づくりは、平成24年度から「ぐりんぐりん古賀(古賀市環境市民会議)」が設立されており、今後は連携が必要となります。

市民・事業者に対しては、正しい情報提供につとめましたが、ごみの減量や不法投棄防止を図る取り組みが顕著な市民・団体・事業者の紹介及び表彰制度までは、実態の把握が困難であり、実施に至りませんでした。

実施状況

①・②については、実施に至りませんでした。

③については、市民・事業者に対し情報提供につとめましたが、ごみの減量に関して団体の紹介を実施したものの、実態の把握が困難であり、表彰制度を設けるまでには至りませんでした。

④については、市民・NPO・事業者の協力が円滑に得られるシステムづくりにつきましても、連携を進める仕組みづくりの検討が必要になっています。

(9) 事業者努力によるごみの減量

- | | |
|--------------------|----------------|
| ①ごみ減量につながる商品提供 | ②レジ袋削減によるごみの減量 |
| ③デポジット制度導入によるごみの減量 | |

事業者に対し、廃棄まで考えた商品提供の協力の呼びかけを行政が単独で実施することは困難であり、国や県による広域で取り組む制度として実施する必要があるため、実施に至りませんでした。また、市民に対しては、マイバッグを推進し、ごみの減量を図っていますが、事業者に対するレジ袋の有料化及び容器等のデポジット制の研究や協力についての働きかけは、制度として実施に至りませんでした。

実施状況

①～③については、実施に至りませんでした。

【市民アンケート結果】

(8) 協働体制の整備

- ごみ・環境問題についての情報・知識の情報源
⇒ 市の発行物 24.4% (H19 27.1%)
- 今後のごみ全般に関する行政への取り組み意見
⇒ 市民・事業者・行政のパートナーシップを促進する 9.0%

【事業者アンケート結果 市内事業者 33社】

(8) 協働体制の整備

- バイオマスに関する認知度 84%

【ワークショップの提言（古賀市がめざす姿）】

市民のニーズをふまえた、わかりやすくかつ市民に身近な環境基本計画づくりをめざすことを目的に、平成25年1月から5回にわたり、市民22人が参加したワークショップを実施し、提言としてまとめられたものであります。

- 資源循環（ごみの資源化、リサイクル、廃棄物対策）
- 未来への市民の責任

【課題の整理】

これまでは、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責務のもとに、ごみの減量・資源化を推進する環境づくりにつとめてきましたが、相互の連携が進まなかったため、積極的な参加に基づく施策の展開までには至りませんでした。

今後は、ごみの減量・資源化への取り組みをさらに進めるため、**市民・団体・事業者の連携を推進していくことが求められます。**

4-2 環境教育・普及啓発の充実について

●施策・アンケート・ワークショップの結果と課題の整理について

【過去の施策と点検・評価】

(10) 環境教育の推進

- | | |
|--------------------|------------------|
| ①環境教育の推進 | ②社会教育における環境教育の推進 |
| ③地域における環境教育の推進役づくり | |

教育機関等と協力して資源回収ボックスを設置し、環境思想の向上・普及につとめるとともに、集団回収奨励金制度や分別収集の実施により、地域の自主的なリサイクル活動等を支援し、環境学習を生涯学習的なものとして実施しました。

なお、ごみの減量・資源化の取り組みに関して、地域で講演やアドバイスができる推進役づくりの方法についての検討は、人材の把握及びその確保が困難であるため、実施に至りませんでした。

実施状況

- ①・②については、おおむね計画どおりに実施しています。
- ③については、実施に至りませんでした。

(11) 普及啓発の促進

- | | |
|------------------|-----------------------|
| ①広報・パンフレット等による啓発 | ②イベント等の開催 |
| ③施設見学の推進 | ④公共施設におけるごみの減量・資源化の推進 |

ごみの分け方・出し方やごみの減量・リサイクル等に関する啓発チラシ・パンフレットの作成及び広報・ホームページ掲載により、市民の環境問題への関心を深めてもらうとともに、マナーやモラルの向上を図りました。

また、ごみの減量に関するイベント等は実施しましたが、公民館講座等各地域・団体でごみ問題に関する講座を積極的に組み入れるような要請については、出前講座の案内を継続して実施しました。ごみの減量や分別意識の向上を目的としたごみ処理施設の見学・研修会・体験学習等の実施及び古賀市環境保全実行計画による公共施設から排出されるごみの減量・資源化に率先して取り組んでいます。

実施状況

- ①～④については、おおむね計画どおり実施しています。

(12) 快適な環境づくり

- | | | |
|----------|-----------|---------|
| ①清掃活動の推進 | ②不法投棄防止対策 | ③野焼きの防止 |
|----------|-----------|---------|

街の美化に関するキャンペーンや広報等での啓発を行い、地域自治会清掃やボランティア清掃等の自主的な美化活動を促進しました。また、不法投棄・野焼きを防止するために、市民・事業者のモラルやマナーの向上をめざし、啓発・指導を実施してきました。

実施状況

- ①～③については、おおむね計画どおり実施しています。

【市民アンケート結果】

(10) 環境教育の推進

- 今後、環境教育・普及啓発を更に充実させていくべき 13.8%
- 今後、ごみの資源化を促進していくべき 32.8%

(11) 普及啓発の促進

- ごみ・環境問題についての情報・知識の情報源
⇒ 市の発行物 24.4% (H19 27.1%)
- 今後、環境教育・普及啓発を更に充実させていくべき 13.8%

(12) 快適な環境づくり

該当項目なし

【ワークショップの提言（古賀市がめざす姿）】

市民のニーズをふまえた、わかりやすくかつ市民に身近な環境基本計画づくりをめざすことを目的に、平成25年1月から5回にわたり、市民22人が参加したワークショップを実施し、提言としてまとめられたものであります。

- 愉しむ環境教育（循環型社会への意識改革）
- 資源循環（ごみの資源化、リサイクル、廃棄物対策）
- 未来への市民の責任

【課題の整理】

これまでは、資源化を促進するため、資源回収ボックスの設置や、集団回収奨励金制度、分別収集の実施等を実施してきました。

さらに、市民の環境問題への関心を高めてもらうことを目的とした、資源化等の情報に関する広報・ホームページへの掲載、ごみに関するマナーやモラル向上を目的としたごみの分け方・出し方パンフレットの配布を行いました。

また、環境学習の一環として、ごみ処理施設の見学等を実施してきましたが、ワークショップの意見として愉しむ環境教育が提言されていますので、今後はごみに関する環境教育のあり方を再検討していく必要があります。

4-3 ごみ処理に関する体制整備の推進について

●施策・アンケート・ワークショップの結果と課題の整理について

【過去の施策と点検・評価】

(13) 収集運搬体制・処理施設の整備

- | | |
|------------------|--------------|
| ①収集における市民サービスの向上 | ②収集運搬体制の効率化 |
| ③収集体制の見直し | ④収集したごみの適正処理 |

市民がごみの減量・リサイクルを意識でき、ごみ・資源ごみを出しやすい環境づくりを進めました。また収集運搬体制については、体制の効率化、収集経費の抑制につとめるとともに、高齢者や障がい者等に配慮した収集体制の構築に向け検討しました。

なお、収集したごみについては、古賀清掃工場及び古賀市不燃物埋立地において適正に処理しています。

実施状況

①～④について、おおむね計画どおりに実施しています。

(14) ごみ処理経費の抑制

- | | |
|--------|----------|
| ①費用対効果 | ②手数料の見直し |
|--------|----------|

市民サービスを向上させながら、可能な限り費用の削減につとめ、費用対効果を意識して効果的な施策を推進していますが、家庭系及び事業系ごみについて、費用対効果や経費負担のあり方について周辺自治体を含め検討した結果、ごみ処理手数料の見直しに至りませんでした。

実施状況

①については、おおむね計画どおりに実施しています。

②のうち、ごみ処理手数料については、費用対効果や経費負担のあり方について、周辺の自治体を含め検討した結果、見直しに至りませんでした。

(15) ごみ情報の管理・提供システムの充実

- | | |
|----------|--------|
| ①情報把握の充実 | ②情報の提供 |
|----------|--------|

ごみの収集運搬、資源化、処理状況、処理後の行方、経費等の関連情報を把握するとともに、実態調査を行い、ごみの減量施策に反映させてきました。また、ごみに関する情報はできる限り公開し、広報・ホームページにより周知しました。

実施状況

①・②について、おおむね計画どおりに実施しています。

【市民アンケート結果】

(13) 収集運搬体制・処理施設の整備

- 地域の分別収集で出している 80.3% (H19 80.1%)
- 資源回収ボックスを利用している 30.3%
- 今後の可燃ごみは、今までどおり焼却することが望ましい 92.2%
- 今後の可燃ごみの処理は、費用がかかっても、焼却以外の方法を検討した方が望ましい 7.8%
- 今後の不燃ごみ（ブロック、陶磁器、がれき等）は資源化処理することが望ましい 56.4%

(14) ごみ処理経費の抑制

- 今後、ごみの減量・リサイクルをより推進するためにはどうしても費用がかかってしまう場合があるが、そのために新たな税金が使用されることはやむを得ない 16.9%

(12) ごみ情報の管理・提供システムの充実

- ごみ・環境問題についての情報・知識の情報源
⇒ 市の刊行物 24.4%

【ワークショップの提言（古賀市がめざす姿）】

市民のニーズをふまえた、わかりやすくかつ市民に身近な環境基本計画づくりをめざすことを目的に、平成25年1月から5回にわたり、市民22人が参加したワークショップを実施し、提言としてまとめられたものであります。

- 資源循環（ごみの資源化、リサイクル、廃棄物対策）
- 未来への市民の責任

【課題の整理】

これまでは、市民がごみの減量・リサイクルを意識でき、ごみ・資源ごみを出しやすい環境づくりを進めるとともに、収集運搬体制については、収集体制の効率化、収集経費の抑制につとめてきました。

また、ごみ処理経費については、市民サービスを向上させながら、可能な限り費用の削減につとめ、費用対効果を意識して効果的な施策を推進するとともに、収集運搬、資源化、処理状況、処理後の行方、経費等の関連情報を把握しながら、実態調査を行い、ごみの減量施策に反映させてきました。

ごみに関する情報はできる限り公開し、広報・ホームページにより周知しました。

今後も、引き続き実態の把握につとめ、ごみ処理にかかる体制の効率化、経費の抑制、ごみに関する情報の公開等につとめていく必要があります。

第5節 ごみ処理に関する課題と今後の取り組みの方向性

家庭系ごみ排出量の傾向は、人口増加が続く中、分別収集の実施により平成19年度から平成22年度までは減少傾向にありましたが、平成23年度から増加に転じており、家庭系ごみの減量・資源化の施策を継続しても、人口増加に伴う家庭系ごみの排出量が増加するため、できるだけ排出量を抑制していく必要があります。

事業系ごみ排出量の傾向は、平成19年度から平成20年度にかけて事業系可燃ごみ袋の導入促進を図ったことにより、予測を下回っておりますが、平成22年度以降は予測を上回っています。

よって、施策の見直しや目標値の設定についての検討が必要になりますが、今後のごみの減量については、家庭系ごみの増加を抑制すること、事業系ごみの減量と資源化を推進すること、同時に循環型社会の形成をめざした総合的な研究を継続していくことが必要です。

ここで、前計画の課題の整理を受けた今後の取り組みの方向性を示します。

1. 家庭系ごみ対策

- ① 「3Rの見える化」など市民に分かりやすい情報提供
- ② 生ごみを減量するための水切り等の啓発促進
- ③ 資源化率を上げるための分別品目の検討

2. 事業系ごみ対策

- ① 適正な排出・処理の指導
- ② 実態把握調査の実施
- ③ ごみの減量と資源化に関する啓発や情報提供
- ④ 事業者との連携

3. 市民・事業者・行政のパートナーシップづくり

- ① 市民・団体・事業者等の連携推進

4. 環境教育・普及啓発の充実

- ① ごみに関する環境教育のあり方の再検討

5. ごみ処理に関する体制整備の推進

- ① 実態の把握
- ② ごみ処理に関する体制の効率化、経費の抑制
- ③ ごみに関する情報の公開

6. 循環型社会の形成についての調査研究

- ① 循環型社会の形成に関する研究の継続

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 計画の基本方針

1. ごみ処理の基本的な考え方

(1) 基本理念

**市民・事業者・行政の共働による
質にも着目した「循環型社会」の形成**

【国の取り組みの基本的な方向】

今後、世界全体で化石系燃料や有用金属の資源制約が強まることが予想されることに加え、安全・安心が確保された資源循環の流れを構築することがより重要となっていることを踏まえ、これまでの取り組みで進展した循環の量に着目した取り組みに加え、有用金属のリサイクルや循環資源・バイオマス資源のエネルギー利用など循環資源の高度利用・資源確保や安全・安心の確保等の循環の質にも着目し取り組みを進めていく。

(平成25年5月 第3次循環型社会形成推進基本計画より一部抜粋)

第3次循環型社会形成推進基本計画のポイント

「質」にも着目した循環型社会の形成

- ① リサイクルより優先順位の高い2R（リデュース・リユース）の取り組みがより進む社会経済システムの構築
- ② 小型家電リサイクル法の着実な施行など使用済製品からの有用金属の回収と水平リサイクル等の高度なリサイクルの推進
- ③ アスベスト、PCB等の有害物質の適正な管理・処理
- ④ 東日本大震災の反省点を踏まえた新たな震災廃棄物対策指針の策定
- ⑤ エネルギー・環境問題への対応を踏まえた循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への活用
- ⑥ 炭素・自然共生社会との統合的取組と地域循環圏の高度化

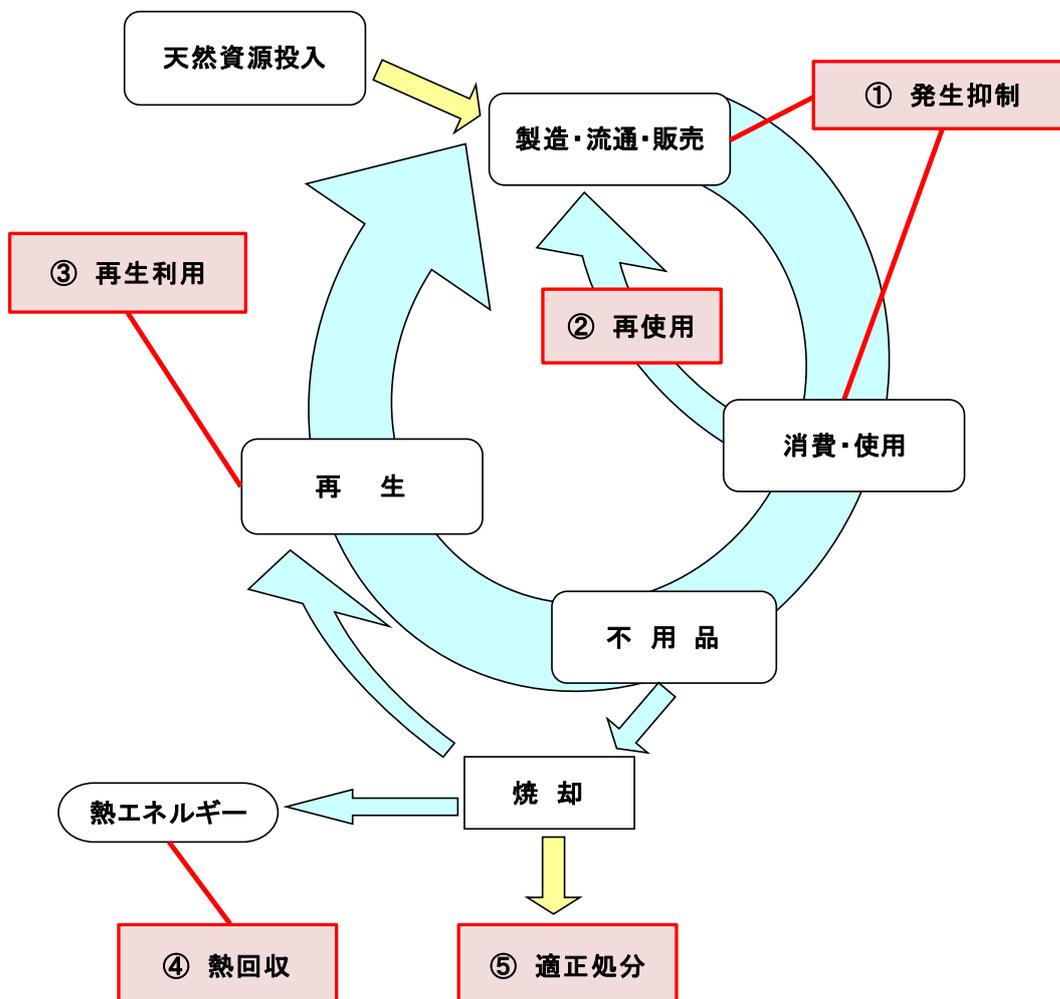
(1) -2 循環型社会の形成

循環型社会とは、製品等が廃棄物等となることが抑制され、製品等が循環資源となった場合には適正に循環的な利用が行われることが促進され、循環的な利用が行われない循環資源は適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会であります。

<循環型社会の基本原則>

1. 廃棄物等の発生を抑制する
2. 排出された廃棄物等は、できるだけ資源として循環的な利用を行う
3. どうしても循環的な利用が行われないものは、適正に処分する

図 10 循環型社会のイメージ



(2) ごみ処理の基本原則

本計画では、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成を図るため、「循環型社会形成推進基本法」に基づく処理の優先順位を踏まえて、ごみ処理の基本原則を次のように定めます。

優先順位 1 発生抑制（リデュース、リフューズ）

<発生するごみをできるだけ減らす>

循環型社会を形成するためにごみとなるものは作らない、求めないという事業活動やライフスタイルを定着させ、ごみの発生抑制を図ります。



優先順位 2 再使用（リユース）

<できるだけ繰り返し使う>

発生抑制を図ったうえで、最後まで使いきり、それでも不用になったものは、必要な人に渡すか、他の使えるものに変えるなどでごみの排出量を削減します。



優先順位 3 再生利用（マテリアルリサイクル）

<資源としてリサイクルする>

発生抑制・再使用を行った後、どうしても使えず排出されるごみのうち、リサイクル可能なものについては資源としてリサイクルします。また、リサイクルされた再生資源、再生品の利用を促進します。



優先順位 4 熱回収（サーマルリサイクル）

<焼却しその熱を利用する>

発生抑制・再使用・再生利用を図った後に排出されるごみのうち、焼却可能なものについては焼却しその熱を利用します。



優先順位 5 適正処分

<どうしても使えないものは、適正に処分する>

最終的に処分しなければならないものは、環境への負荷ができる限り低減される適正な処分を行います。

(3) 基本方針

基本理念の市民・事業者・行政の共働による「循環型社会」の形成を推進するに当たり、6つの基本的な方針に沿った施策を重点的に展開します。

1. 家庭系ごみ対策

循環型社会の形成に向け、ごみの発生抑制、再使用、再利用に至るまでの総合的な施策を展開します。

2. 事業系ごみ対策

事業系一般廃棄物については、実態を把握し、事業者との連携を図りながら、ごみ減量・再資源化を推進します。

3. 市民・事業者・行政のパートナーシップづくり

環境に関する活動について、個人・団体との連携を強化するとともに、情報提供や活動の推進を図ります。

4. 環境教育・普及啓発の充実

年齢層に応じた環境教育・学習の充実を図るとともに、環境教育の人材活用、活動の推進を図ります。

5. ごみ処理に関する体制整備の推進

ごみやリサイクルに関する情報の公開を行いながら、より一層のごみ処理事業の効率化につとめ、ごみ処理事業における市民サービスの向上を図ります。

6. 循環型社会の形成についての調査研究

先進事例を参考にしながら、今後の古賀市に適した廃棄物処理のあり方の研究を継続します。

(4) 市民・事業者・行政の役割

循環型社会の形成のためには、市民、行政、事業者、NPO等の多様な主体が、それぞれの役割を果たしていく必要がありますが、各主体の知識や知恵を最大限に活用し、持続的な取組とするためには、各主体が個々に行動するだけでなく、連携・共働して問題の解決に向けて取り組む必要があります。

① 市民の役割

市民は、自らも廃棄物等の排出者であり、環境負荷を与えその責任を有している一方で、循環型社会づくりの担い手でもあることを自覚して行動するとともに、より環境負荷の少ないライフスタイルへの変革を進めていくことが求められています。

② 事業者の役割

事業者は、環境に配慮した事業活動を行うことにより、持続的発展に不可欠な自らの社会的責務を果たし、法令遵守を徹底するとともに、拡大生産者責任を踏まえて、製品が廃棄物等となった後の適正な循環利用・処分に係る取組への貢献や、情報公開など透明性を高める努力を行うことが求められています。

③ 行政の役割

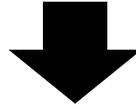
行政は、地域循環圏の形成など地域における循環型社会を形成していく上で、中核的な役割を担っており、廃棄物等の適正な循環利用及び処分の実施や各主体間のコーディネーターとして重要な役割を果たすこと、さらに地域単位での住民の生活に密着した循環システムを構築することが求められています。

(平成 25 年 5 月 第 3 次循環型社会形成推進基本計画より一部抜粋)

図 11 循環型社会体系図

基本理念

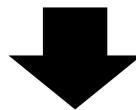
市民・事業者・行政の共働による質にも着目した「循環型社会」の形成



ごみ処理の基本原則

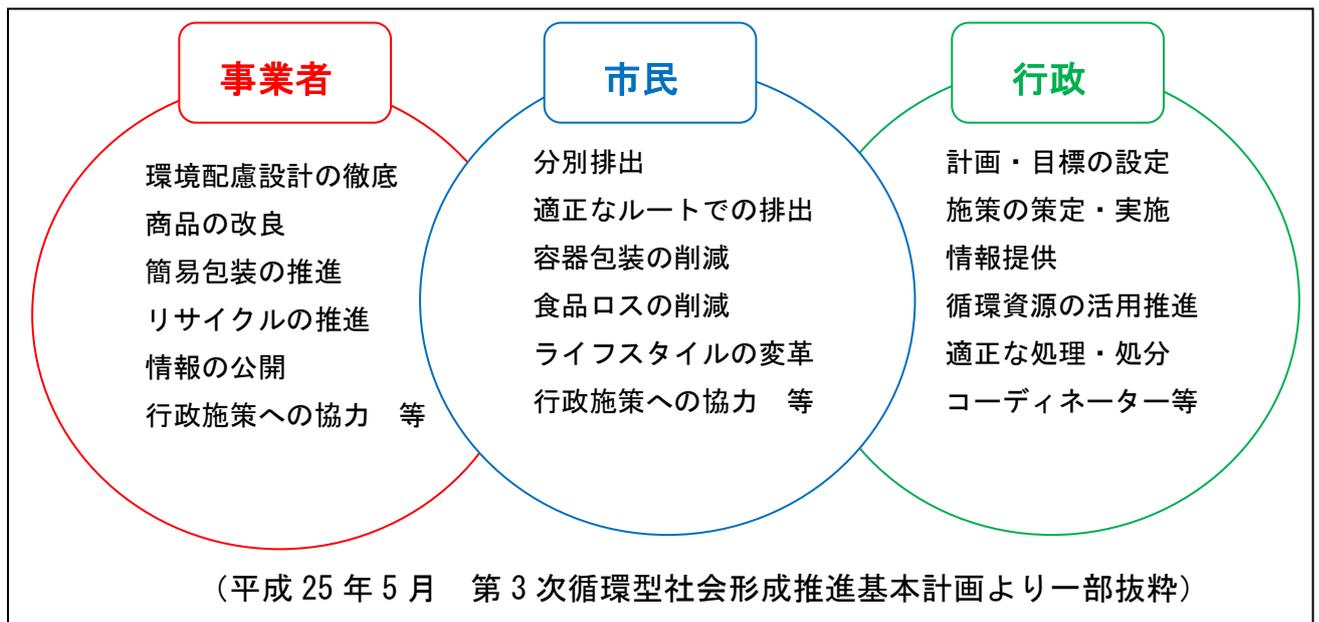
【循環型社会形成推進基本法によるごみ処理の優先順位】

発生抑制 ⇒ 再利用 ⇒ 再生利用 ⇒ 熱回収 ⇒ 適正処分



基本方針

1. 家庭系ごみ対策
2. 事業系ごみ対策
3. 市民・事業者・行政のパートナーシップづくり
4. 環境教育・普及啓発の充実
5. ごみ処理に関する体制整備の推進
6. 循環型社会の形成についての調査研究



第2節 計画の目標

1. ごみ排出量の将来予測

(1) 人口予測

人口の将来予測は上位計画である第4次古賀市総合振興計画との整合性を図るため、同計画で示されている推計人口を採用します。

●実績値

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
人口(人)	57,852	58,086	58,339	59,004	59,097

資料：各年度9月末日時点での住民基本台帳人口

平成25年度は9月末日時点であり予測値

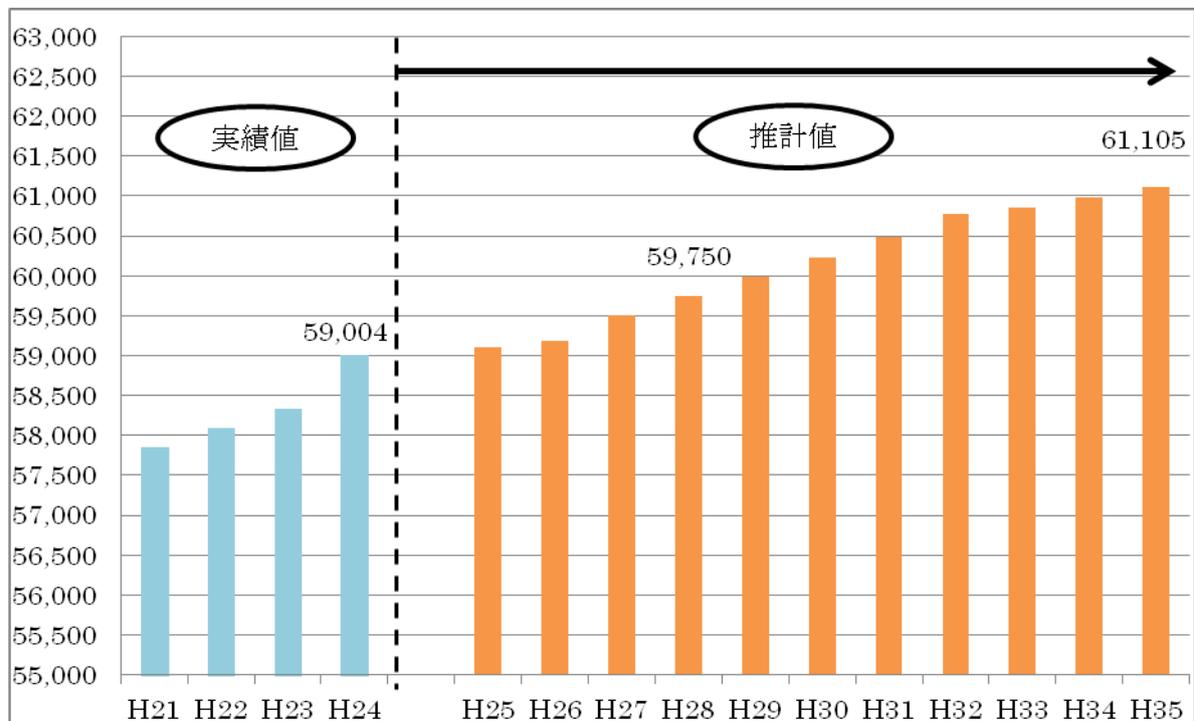
●推計値

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
人口(人)	59,190	59,507	59,750	59,993	60,236

年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
人口(人)	60,479	60,722	60,850	60,978	61,105

※平成34年度以降は予測値

図12 人口予測



(2) ごみ総排出量・ごみ処理量予測（現状維持の場合）

ごみの排出の抑制、再生利用を促進せず、循環型社会形成に向けた改善を行わない場合、ごみの発生量が将来的にどのように変化するかについての推計を行いました。

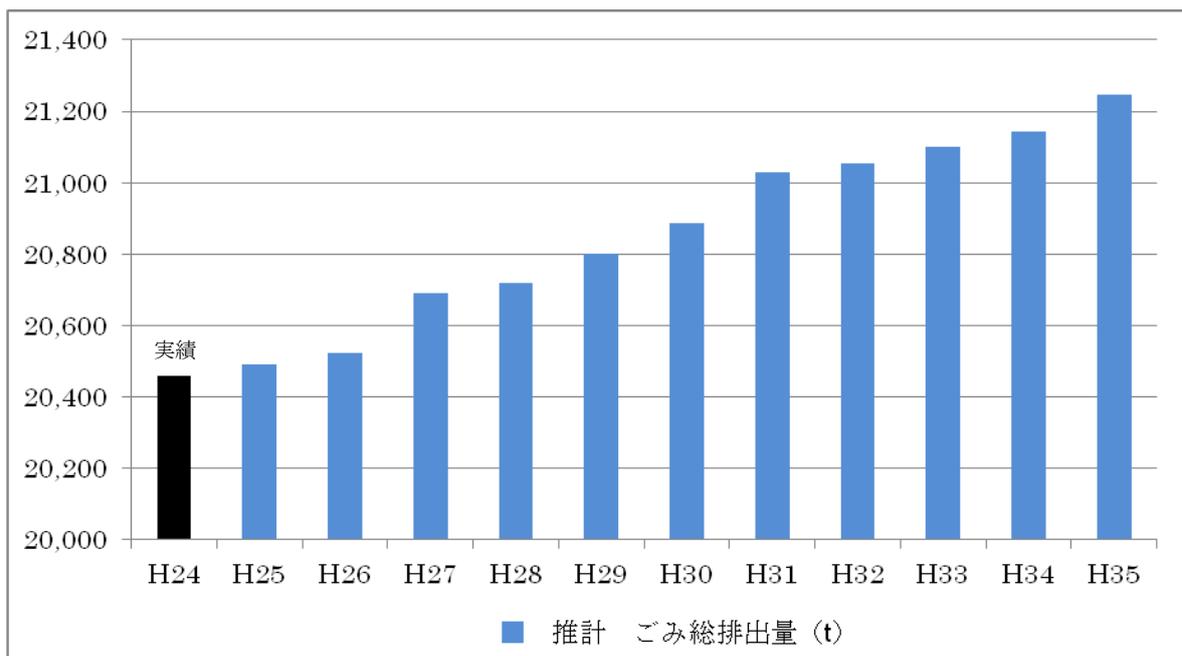
計画の初年度である平成 26 年度以降に、ごみの減量や資源化の取り組みの改善が行わず、市民のごみに対する意識の高まりがなければ、ごみの総排出量は増え続け、目標年度の平成 35 年度には総排出量が 21,246 t（ごみ処理量は 17,534 t）になります。

下の表は平成 24 年度を基準に、1 人 1 日当たり総排出量が 950 g、1 人 1 日当たりごみ処理量が 784 g と仮定した場合の算出結果であります。

表 9 予測表

年度	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
人口(人)	59,004	59,097	59,190	59,507	59,750	59,993	60,236	60,479	60,722	60,850	60,978	61,105
ごみ総排出量 (t)	20,460	20,492	20,524	20,691	20,718	20,803	20,887	21,029	21,055	21,100	21,144	21,246
1人1日あたり 総排出量(g)	950	950	950	950	950	950	950	950	950	950	950	950
総資源化量 (t)	3,566	3,581	3,586	3,615	3,620	3,635	3,650	3,674	3,679	3,687	3,695	3,712
ごみ処理量 (t)	16,885	16,911	16,938	17,075	17,098	17,168	17,237	17,354	17,376	17,413	17,449	17,534
1人1日あたり ごみ処理量(g)	784	784	784	784	784	784	784	784	784	784	784	784

図 13 ごみ総排出量の推計（現状維持の場合）



2. ごみ減量と資源化の目標

(1) ごみ減量と資源化の目標設定

第2章第4節の実施策の現状から、家庭系及び事業系ごみの目標に対する課題の整理を踏まえ、ごみ減量と資源化の目標を以下に示します。

(ごみ減量と資源化の目標)

ごみの排出量の増加を抑制しながら、減量と資源化を推進し、

①1人1日当たりごみ処理量の削減 ②資源化率の向上 をめざします。

(目標)

① 1人1日当たりごみ処理量の削減

ごみの減量と資源化の取り組みを測るため、「1人1日当たりごみ処理量」を目標として設定します。

※「第4次古賀市総合振興計画」においても、平成28年度の目標値を1人1日当たりごみ処理量としています。

② 資源化率の向上

ごみの分別排出等による資源化への取り組み状況を測るため、「資源化率」を目標として設定します。

(参考)

① ※「1人1日当たりごみ処理量」=「ごみ処理量」÷「年間日数」÷「人口」

※「ごみ処理量」=「ごみ総排出量」-「総資源化量」

※「第4次古賀市総合振興計画」(平成24年度策定の上位計画)において、平成28年度の減量目標値を、「1人1日当たりごみ処理量」=678gとしています。

② 「資源化率」=「総資源化量」÷「ごみ総排出量」

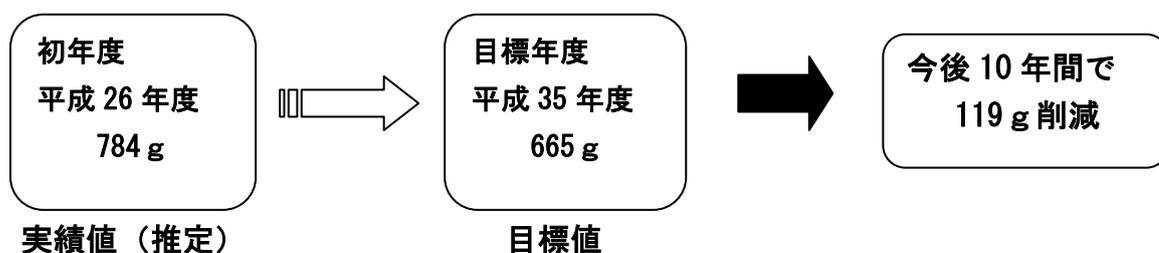
(2) ごみ減量と資源化における目標数値

古賀市第4次総合振興計画の「政策2-2 循環型社会の形成」に掲げた目標数値を踏まえて、本計画におけるごみの減量と資源化に関する数値目標を次のように示します。

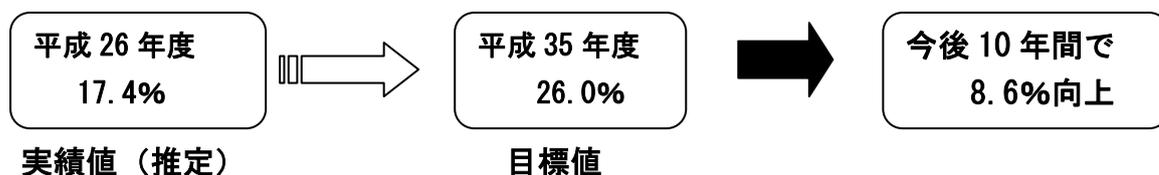
項目	計画基準 (実績値)	古賀市第4次 総合振興計画 (目標値)	計画目標 (目標値)
年度	平成24年度	平成28年度	平成35年度
総人口(人)	59,004	59,750	61,105
1人1日当たり ごみ処理量(g)	784	678	665
資源化率(%)	17.4	26.0	26.0

(3) 10年間ににおける削減量と資源化率

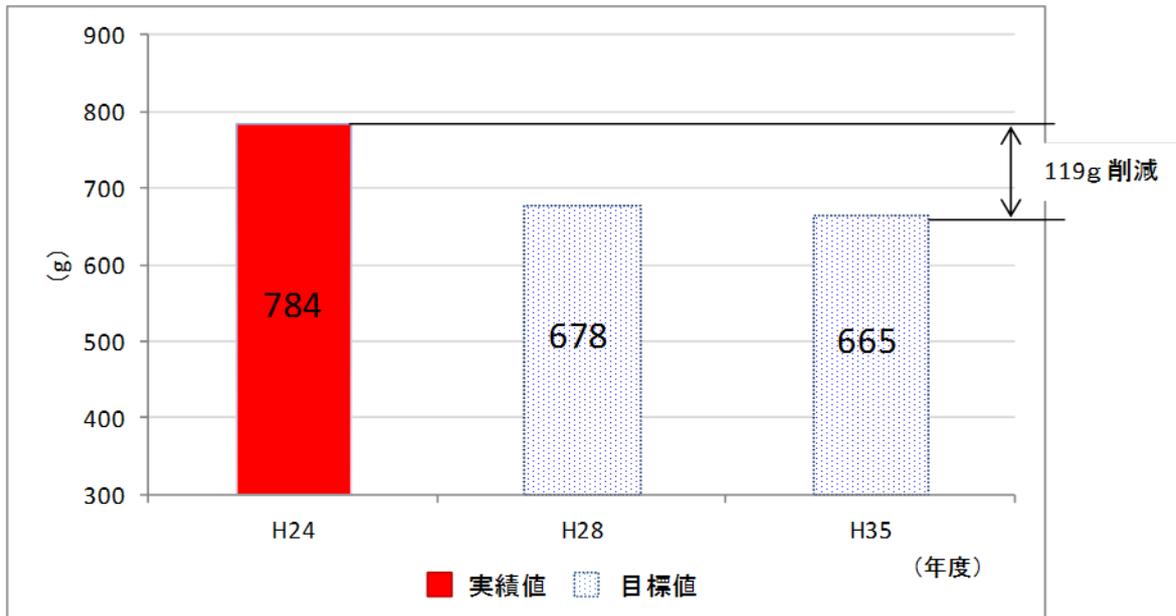
① 1人1日当たりごみ処理量の削減



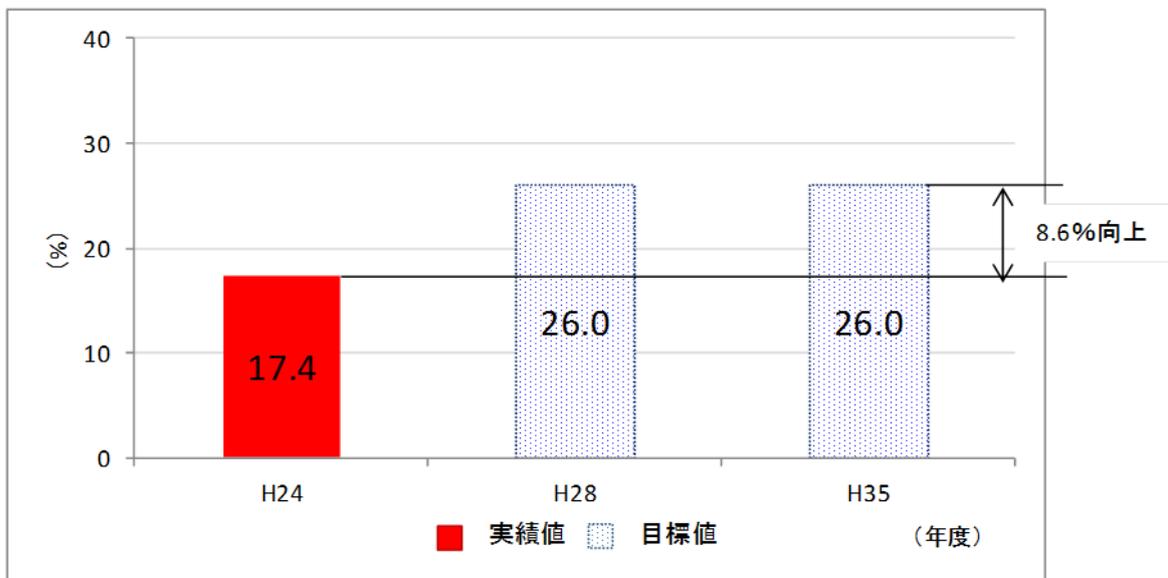
② 資源化率の向上



1人1日当たりごみ処理量の削減



資源化率の向上



第3節 施策の展開

1. 家庭系ごみ対策

- (1) 「3Rの見える化」など市民に分かりやすい情報の提供
- (2) 生ごみを減量するための水切りやマイバッグ等の啓発促進
- (3) 資源化率を上げるための分別品目の検討
- (4) 廃棄物減量等推進員制度の検討

(1) 「3Rの見える化」など市民に分かりやすい情報の提供

- 「家庭系ごみの出し方」を3Rに関する市民の関心を高め、その取り組みを促すパンフレットにします。
- 「3Rの見える化ツール」による環境負荷削減効果を広報・HP、出前講座等を活用して啓発し、3Rの取り組みを促します。
- 古紙や剪定枝、廃食油等の分別回収による資源化の効果を分かりやすく情報提供し、取り組みを促します。
- 市民が自主的・自発的に取り組むことができる他自治体の事例などを調査研究し、広報・HP等での啓発に反映させます。
- 環境負荷の少ないライフスタイルの変革を求めため、若年層か高齢者層かなど対象者のライフスタイルに合わせて、無理なく3Rの取り組みができる情報提供を行います。

(2) 生ごみを減量するための水切りやマイバッグ等の啓発促進

- まつり古賀等のイベントで、生ごみの水分を極力減らす「最後のひとしぼり」をテーマに、水切りの効果についての啓発を行うとともに、マイバッグの配布を継続しながら、その使用を促す啓発を行います。
- 生ごみ処理機器の補助金の活用について、現在の使用状況などの実態調査を行い、調査の結果を基に、生ごみ処理機器を活用した取り組みの課題を整理し、今後の啓発等に反映させます。

(3) 資源化率を上げるための分別品目の検討

- 「リサイクルの見える化」により、資源ごみの回収の効果を明確化し、分別収集への取り組みを推進します。
- 最新のリサイクル情報を収集し、新規に分別収集できる品目について検討し、資源化率の向上につなげます。

(4) 廃棄物減量等推進員制度の検討

- 3Rに関する普及啓発や市民と事業者等の連携による取り組み等を推進するため、廃棄物減量等推進員制度の導入に向けた検討を行います。

2. 事業系ごみ対策

- (1) 適正な排出・処理の指導
- (2) 実態把握調査の実施
- (3) ごみの減量と資源化に関する啓発や情報提供
- (4) 資源化率向上のための取り組み
- (5) 事業者との連携促進
- (6) 優良事業者への表彰制度の活用

(1) 適正な排出・処理の指導

- 事業系ごみの適正な排出を促すため、事業系ごみの排出状況を確認した上で、処理責任を明確にし、古賀市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例に基づき、適正処理・減量・資源化の指導をします。

(2) 実態把握調査の実施

- 事業系ごみについて、業種ごとに現在の排出状況や処理の負担、リサイクルへの関心や取り組み意識等について調査を実施します。

(3) ごみの減量と資源化に関する啓発や情報提供

- 実態把握調査の結果を踏まえ、事業者を訪問し、製造・流通・販売等の事業活動の各段階における廃棄物について、減量と資源化を促進するための啓発、指導を行い事業者へ取り組み促します。
- 事業者に適正処理・減量・資源化の関心を高め、取り組みを促すパンフレットを作成します。
- 「3Rの見える化ツール」を活用し、環境負荷削減効果が分かる事業者向けの情報を広報・HP等に掲載し、事業者へ3Rの取り組みを促します。
- 事業者が自主的・自発的に取り組むことができる他自治体の事例などを調査研究し、広報・HP等での啓発に反映させます。
- 環境負荷の少ない事業活動への変革を求めため、業種ごとの産業特性に合わせて無理なく3Rの取り組みができる情報提供を行います。

(4) 資源化率向上のための取り組み

- 資源化の余地が残されている食品廃棄物や古紙等は、新たな資源化ルートの構築に取り組みます。
- 事業者に対し資源ごみの分別の徹底を促すとともに、自主的な資源化の取り組みについての支援を検討します。

(5) 事業者との連携促進

- 事業系ごみの減量と資源化を促進するために、減量や資源化の取り組みを率先して行っている事業者相互の情報交換が行える場づくりを行います。

(6) 優良事業者への表彰制度の活用

- 表彰基準を明確化し、ごみの減量や資源化への取り組みが顕著な事業所を表彰することで、ごみ減量意識の向上や具体的な行動を促します。

3. 市民・事業者・行政のパートナーシップづくり

(1) 環境活動に関わる個人・団体の連携強化

(2) 環境活動に関する情報の提供及び活動の推進

(1) 環境活動に関わる個人・団体の連携強化

- 環境のネットワーク組織である「ぐりんぐりん古賀（古賀市環境市民会議）」を中心に学校等と連携することで、資源循環に関する環境教育を推進します。
- 「ぐりんぐりん古賀（古賀市環境市民会議）」を中心として、資源循環に関して「つながりひろば（市民活動支援センター）」を活用し、環境と密接に関わり合う主体とのネットワークの強化を図ります。

(2) 環境活動に関する情報の提供及び活動の推進

- 市ホームページや広報こがなどの広報手段だけでなく、ボランティア団体の情報が集まる「つながりひろば（市民活動支援センター）」の広報手段を活用し、更なる情報発信の強化を図ります。
- 「道路環境美化」、「古賀市環境美化行動の日」による市民参加の一斉清掃、アダプトプログラムによる市内の事業者を中心とした団体の積極的な美化活動、「ラブアース・クリーンアップ」による海岸の一斉清掃、地域コミュニティやボランティア団体による清掃活動等、各種の清掃活動に対して継続して支援するとともにその活動を推進します。

4. 環境教育・普及啓発の充実

- (1) ごみに関する環境教育のあり方の再検討
- (2) 年齢層に応じた環境教育・学習の充実
- (3) 環境教育の人材活用、活動の推進

(1) ごみに関する環境教育のあり方の再検討

- 施設見学の実施に加え、環境教育の普及を目的に実施事例を研究します。

(2) 年齢層に応じた環境教育・学習の充実

- 市、「ぐりんぐりん古賀（古賀市環境市民会議）」・学校の連携で、小学生を対象とした資源循環に関する「環境教育プログラム」を活用します。
- 中学校は、独自で環境保全に係る清掃活動やボランティア活動を展開していることから、古賀市版「環境カウンセラー」による支援や、ボランティア団体等と連携しながら、資源循環に関する環境教育の推進を図ります。

(3) 環境教育の人材活用、活動の推進

- 学校や企業などに対して、資源循環に関する環境教育を実践する人材として、古賀市版「環境カウンセラー」登録制度を活用します。
- 市、環境保全活動団体を中心に、中・高生をはじめ一般市民を含む多様な主体で、資源循環に関する意見交換のための交流の場づくりを行います。

5. ごみ処理に関する体制整備の推進

- (1) 実態の把握
- (2) ごみ処理に関する体制の効率化、経費の抑制
- (3) ごみに関する情報の公開
- (4) 高齢者や障がい者などに配慮した収集運搬体制の検討
- (5) 災害時の対策についての施策検討

(1) 実態の把握

- 収集運搬、資源化、処理状況、経費等の情報を把握し、本計画の各種施策に反映させます。

(2) ごみ処理に関する体制の効率化、経費の抑制

- ごみ処理に係る市民や事業者の負担の公平性の確保を図りながら、一層のごみの減量と資源化を促進するため、ごみ処理手数料などの経済的手法の活用を検討します。
- 収集方法の効率化を目的に、費用対効果を検証しながら収集運搬体制を見直します。

(3) ごみに関する情報の公開

- ごみに関する情報は、市民や事業者がごみ減量や資源化への意識が向上するように分かりやすく公開します。

(4) 高齢者や障がい者などに配慮した収集運搬体制の検討

- 今後の高齢化の進展に伴い、高齢者や障がい者等の居宅からの可燃ごみの持ち出しや資源ごみの分別収集会場への持ち込み等の収集運搬体制について、検討します。

(5) 災害時の対策についての施策検討

- 災害時に多量に発生する廃棄物の処理について、広域的な処理体制の確保を図るとともに、地域内及び周辺地域との連携について検討します。

6. 循環型社会の形成についての調査の継続

(1) 循環型社会の形成に関する研究の継続

(1) 循環型社会の形成に関する研究の継続

- 上位計画である第4次古賀市総合振興計画に掲げた循環型社会を形成するために、古賀市循環型社会研究会で調査研究された内容を十分精査するとともに、今後も研究を継続していきます。

第4節 計画の進行管理

1. ごみ処理状況の情報管理と公開

ごみの減量と資源化、適正処理を市民・事業者等と共働で推進していくために、情報を管理し、必要に応じて公開します。

2. 取り組み状況の報告

本計画の施策の推進や関連する事業の実施については、年度ごとに「一般廃棄物処理実施計画」を策定し、上位計画である「第2次古賀市環境基本計画」の進行管理へ報告を行い、取り組みの見直しや新たな取り組みの検討等がなされた場合は、本計画の推進に反映させます。

3. 庁舎内の推進体制

計画の推進にあたり、庁内の体制を整備するとともに関係部署との連携を図り、ごみ減量・資源化の普及啓発を推進します。また、職員の自らの活動において、ごみ減量・資源化につとめるように意識啓発を推進します。

4. 構成市町との連携

環境に配慮したごみ処理を将来にわたり効率的に行うため、構成市町（宗像市、福津市、新宮町）と連携していきます。

参考資料（アンケートの結果）

1. 市民アンケート

本計画の策定と推進に市民の意識・意向を反映することを目的として、第2次古賀市ごみ処理基本計画に係る市民アンケートを実施しました。

調査期間	平成24年9月20日送付 平成24年10月5日回収〆切
調査方法	郵送法
調査対象	1,000人
対象者抽出方法	無作為抽出
回収数	387サンプル
有効回収数	386サンプル
有効回収率	38.6%

【質問項目】

可燃ごみを出す頻度はどの程度ですか？
可燃ごみの量（1回に出す量）はどのくらいですか？
分別はどのように取り組んでいますか？
分別ごみをどのように出していますか？
古賀市役所・中央公民館等市内公共施設等23箇所に、資源回収ボックス（ペットボトル、牛乳パック、発泡トレイを回収）を設置しています。この資源回収ボックスを利用していますか？
ごみの減量・リサイクルのための分別収集を、日常的にどの程度実行していますか？また、今後の取組についても教えてください
※上記の設問で「実行していない」に1つ以上お答えの場合、行動を行っていない理由は何ですか？
あなたのごみ・環境問題についての情報・知識の情報源はどれですか？
そもそもごみが発生する原因は、何だと思えますか？
ごみ減量・リサイクルを推進していくにあたって、ご自分の考えとして当てはまるものを選んでください
あなたはご自分の現在のごみ排出状況をどのようにお感じですか？
ごみ減量化やリサイクル推進等に関して、市の施策への満足度はどの程度ですか？
市が提供するごみ・環境に関する情報に関して、どのようなものを期待しますか？
今後の「可燃ごみ」はどのように処理していくことが望ましいと思えますか？
今後の「不燃ごみ（陶磁器、がれき、土砂等）」はどのように処理していくことが望ましいと思えますか？
今後、ごみ全般に関し行政はどんなことに取り組んでいけばよいと思えますか？

2. 調査結果

～ごみについて～

◆問 可燃ごみを出す頻度はどの程度ですか？（○は1つ）

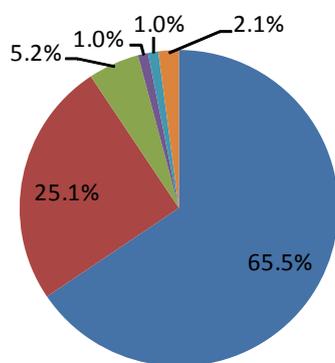
週2回：65.5% 週1回：25.1% 2週間に1回程度：5.2%

1ヶ月に1回程度：1.0% その他：1.0%

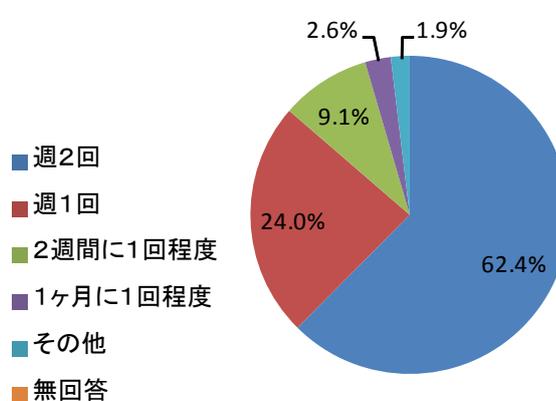
※その他の意見

- ・2ヶ月に1回
- ・1.5カ月に1回
- ・冬が週1・夏が週2
- ・親が出しているので分からない」

【H24年度アンケート】



【H19年度アンケート】



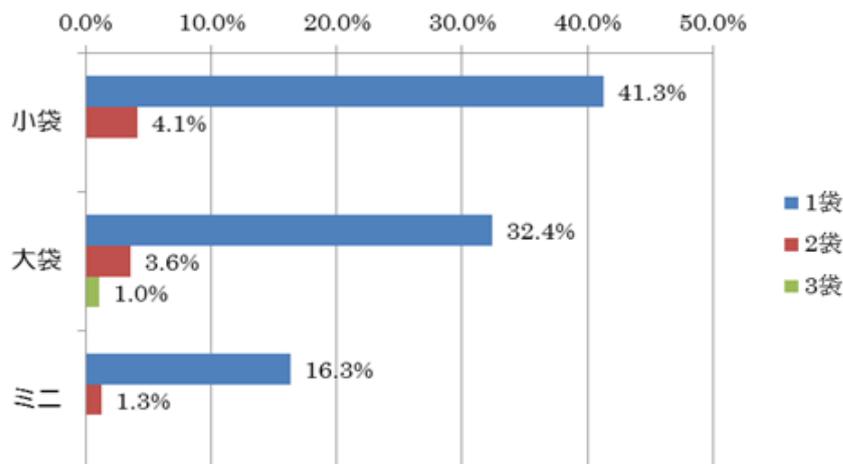
【前回アンケート（H19年度）との比較】

前回アンケートと比較して「週2回」「週1回」可燃ごみを出す市民がわずかながら増えている。

◆問 可燃ごみの量（1回に出す量）はどのくらいですか？

小1袋：41.3% 大1袋：32.4% ミニ1袋：16.3%

小2袋：4.1% 大2袋：4.1% ミニ2袋：1.3%

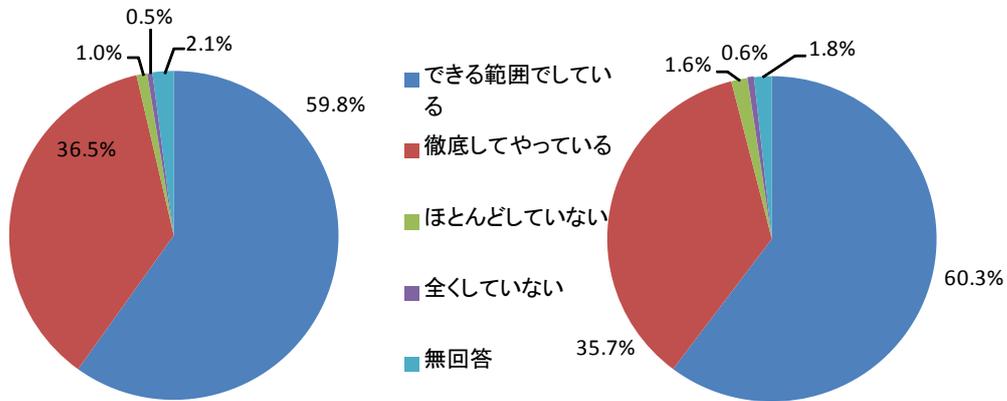


◆問 分別はどのように取り組んでいますか？（〇は1つ）

徹底してやっている：36.5% できる範囲でしている：59.8%
 ほとんどしていない：1.0% 全くしていない：0.5% 無回答：0.1%

【H24年度アンケート】

【H19年度アンケート】



【前回アンケート（H19年度）との比較】

前回アンケートと比較して、全体では「徹底してやっている」、「できる範囲でしている」を合わせて96.3%（前回アンケート96.0%）とほぼ変わらないが、「徹底してやっている」市民の数が0.8%とわずかながら増えている。

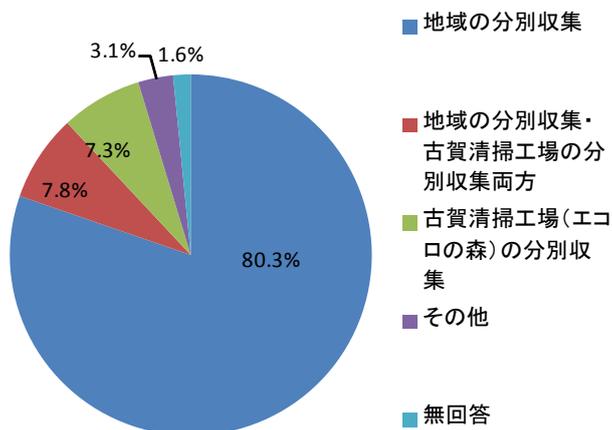
◆問 分別ごみをどのように出していますか？

地域の分別収集：80.3% 地域の分別収集・古賀清掃工場の分別収集両方：7.8%
 古賀清掃工場（エコロの森）の分別収集：7.3% その他：3.1%
 無回答：1.6%

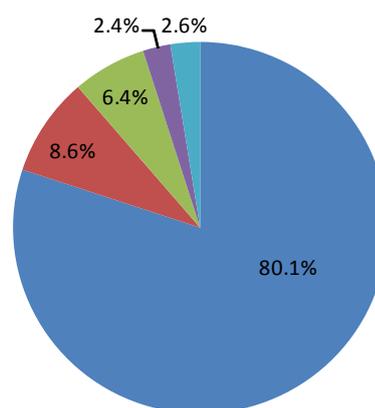
※その他の意見

- ・スーパーに出している
- ・月に1度なので少なすぎる
- ・休日が取れないため地域の分別に出せない
- ・アルミ缶はリサイクルへ
- ・業者に出している

【H24年度アンケート】



【H19年度アンケート】

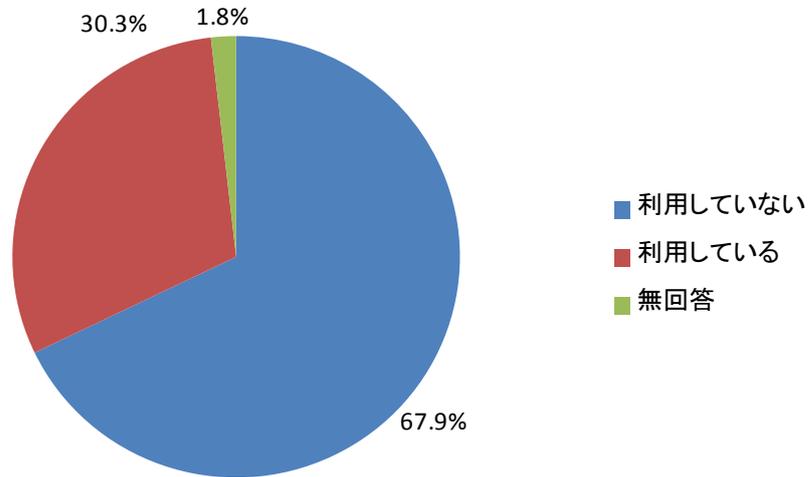


【前回アンケートとの比較】

前回アンケートと比較して、「古賀清掃工場（エコロの森）の分別収集」に出す市民が0.9%減少し、「地域の分別収集・古賀清掃工場の分別収集両方」に出す市民が0.8%減少している。

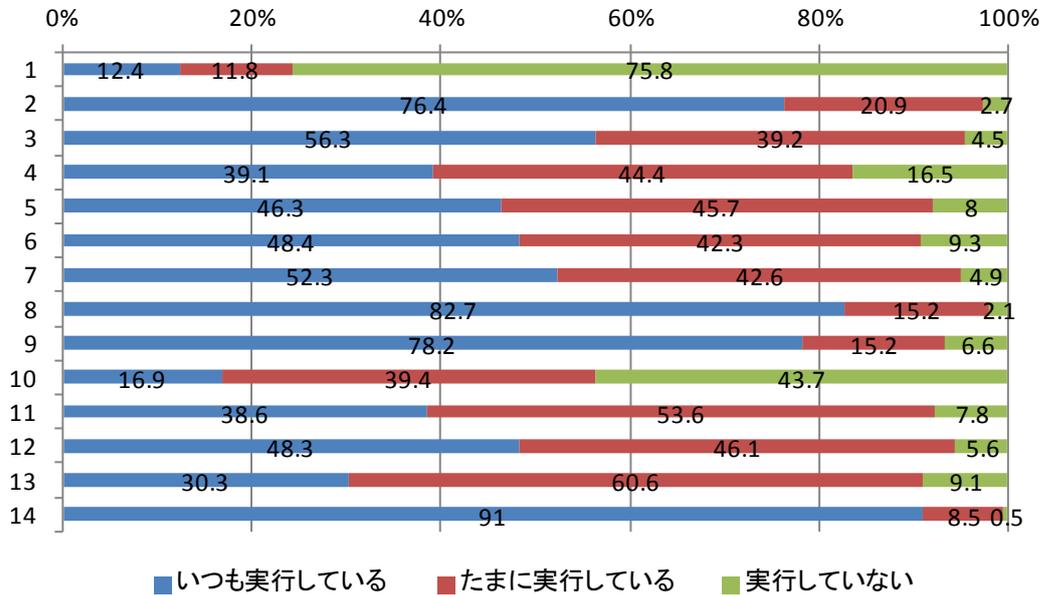
◆問 古賀市役所・中央公民館等市内公共施設等23箇所に、資源回収ボックス（ペットボトル、牛乳パック、発泡トレイを回収）を設置しています。この資源回収ボックスを利用していますか？（〇は1つ）

利用している：30.3% 利用していない：67.9% 無回答1.8%



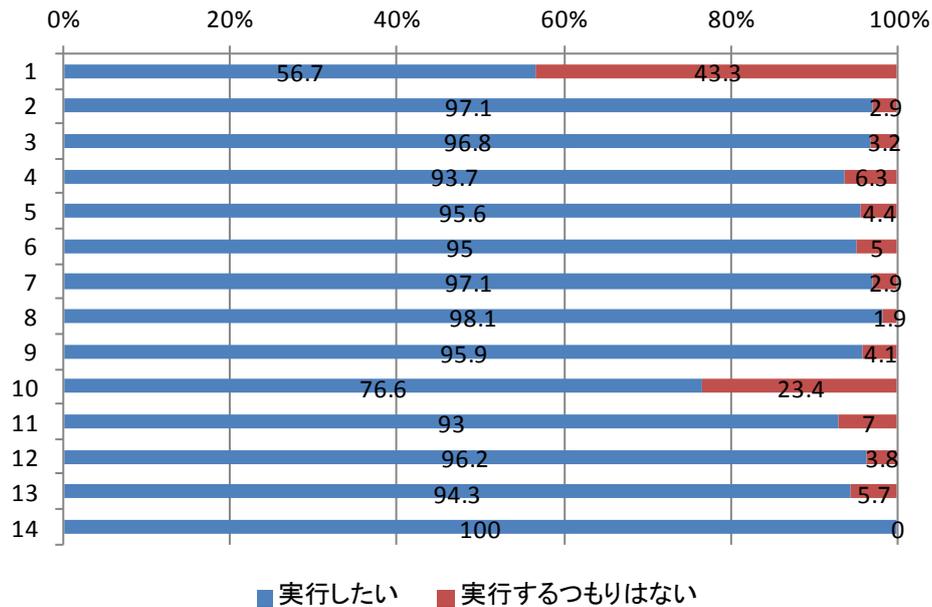
◆問 ごみの減量・リサイクルのための分別収集を、日常的にどの程度実行していますか？
また、今後の取組についても教えてください。(それぞれ〇は1つ)

(現在)



- 回答1 : 生ごみ処理機やコンポストを使用して生ごみ減量や堆肥化をしている
- 回答2 : 生ごみは、水切りを心がけている
- 回答3 : 食材の買いすぎ作りすぎに気をつけ、生ごみを減らすようにしている
- 回答4 : 買い物の際、マイバッグ（買い物袋）を持参している
- 回答5 : 買い物の際、過剰な包装は断るようになっている
- 回答6 : 再生品や詰替え品など、環境に配慮した製品をなるべく選んでいる
- 回答7 : すぐに不要になりそうなものは買わず、長く使えそうなものを選んでいる
- 回答8 : 資源ごみの分別を心がけ、缶やびん、ペットボトル等は、きれいに洗って出している
- 回答9 : 不要な紙類（新聞、雑誌、チラシ等）及び古布は、分別収集や古紙類回収倉庫に出している
- 回答10 : 互いに不要なものを中古品として再利用できる機会（バザーやフリーマーケット等）を利用している
- 回答11 : 物を大切に、不要品でも再利用可能なものは再利用するようにつとめている
- 回答12 : 日常生活においてできるだけごみを出さないようにしている
- 回答13 : 使い捨て商品はなるべく買わないようにしている
- 回答14 : 市のごみ出しルールを守っている

(今後)



- 回答1 : 生ごみ処理機やコンポストを使用して生ごみ減量や堆肥化をしている
- 回答2 : 生ごみは、水切りを心がけている
- 回答3 : 食材の買いすぎ作りすぎに気をつけ、生ごみを減らすようにしている
- 回答4 : 買い物の際、マイバッグ（買い物袋）を持参している
- 回答5 : 買い物の際、過剰な包装は断るようになっている
- 回答6 : 再生品や詰替え品など、環境に配慮した製品をなるべく選んでいる
- 回答7 : すぐに不要になりそうなものは買わず、長く使えそうなものを選んでいる
- 回答8 : 資源ごみの分別を心がけ、缶やびん、ペットボトル等は、きれいに洗って出している
- 回答9 : 不要な紙類（新聞、雑誌、チラシ等）及び古布は、分別収集や古紙類回収倉庫に出している
- 回答10 : 互いに不要なものを中古品として再利用できる機会（バザーやフリーマーケット等）を利用している
- 回答11 : 物を大切に、不要品でも再利用可能なものは
- 回答12 : 日常生活においてできるだけごみを出さないようにしている
- 回答13 : 使い捨て商品はなるべく買わないようにしている
- 回答14 : 市のごみ出しルールを守っている

※問 上記の1～14の設問で、「実行していない」に1つ以上お答えの場合、行動を行っていない理由は何ですか？（〇はいくつでも）

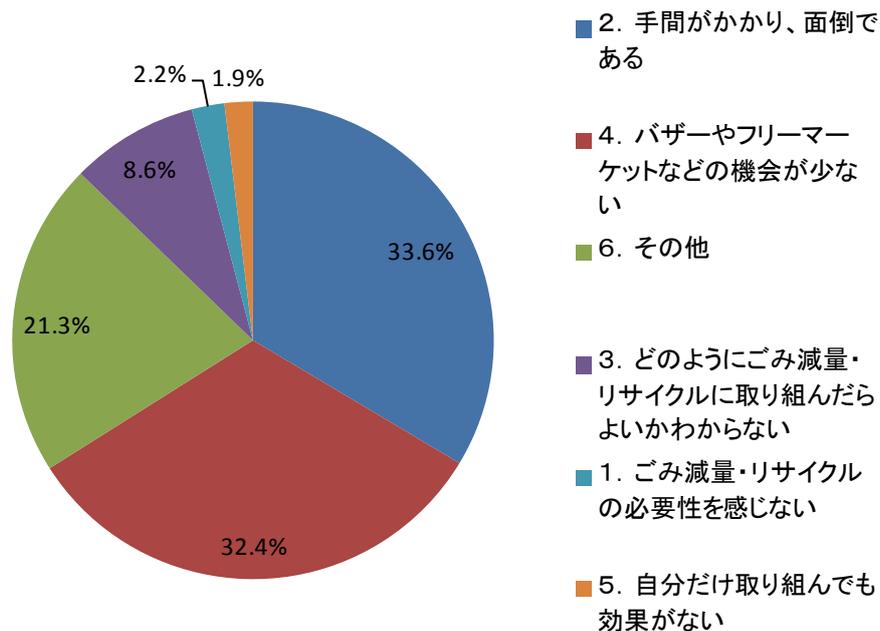
手間がかかり、面倒である：33.6%

バザーやフリーマーケットなどの機会が少ない：32.4% その他：21.3%

どのようにごみ減量・リサイクルに取り組んだらよいかわからない：8.6%

ごみ減量・リサイクルの必要性を感じない：2.2%

自分だけ取り組んでも効果がない：1.9%



※その他の意見

●生ごみの処理について

- ・堆肥化しても使う所がない（庭がない）
- ・生ごみ処理機等は金がかかるから
- ・身体的に無理
- ・生ごみ処理機など購入していないため
- ・隣など近所が近いので臭いがするといけなないので生ごみ、野菜くず等時々庭に埋めるが市のごみとして出している
- ・詳しく分からない（生ごみ処理機、コンポスト容器）
- ・マンションの3階に住んでいるので土地がないため
- ・生ごみ処理機はお金がかかる
- ・容器を置く場所がない
- ・過去に堆肥化を失敗した
- ・処理機の正規導入費が高い
- ・生ごみ処理機を持っていないため
- ・生ゴミ処理機は値段が高い。コンポストは手間がかかる、臭いがしそう

- ・生ゴミ処理機を置く場所がない
- ・生ゴミ処理機を使う自信がない。分別しきれなさそう
- ・畑などが無い
- ・処理機を買う余裕がない
- ・野菜等の生ゴミは犬用に加工し極力生ゴミを減らすようにしている
- ・生ゴミ処理機等は堆肥を作っても庭が狭いので置く場所がない。中古品は地域に分別して出している。次回からマイバッグを持って使用していきたい
- ・費用のこと、家族の協力なしでは出来ない
- ・処理場所がない
- ・生ゴミ処理機のことをよく分からない
- ・コンポスト容器等を置く場所がない
- ・生ゴミ処理機がない
- ・生ゴミ処理機がない
- ・堆肥化する機械を持っていないため
- ・生ゴミ処理機等はマンションは置けない
- ・コンポスト等は手間、費用がかかる
- ・生ゴミ処理機等はお金がかかる
- ・生ゴミ処理機等は設置場所がない
- ・生ゴミ処理機等はコストがかかるしマンションなので困難
- ・堆肥化はその後の使用に自信がない
- ・生ゴミ処理機等について。あまり生ゴミがない
- ・マンションのベランダにコンポストを置きたくない。堆肥にしても利用法がないので
- ・生ゴミ処理機等は置く場がない

●マイバッグの使用について

- ・忘れることがある
- ・マイバッグを忘れる
- ・まとめ買いしているのでマイバッグでは足りない
- ・お店の袋は特に食べ物等清潔であるからもらう。あとちゃんと自分が始末する
- ・マイバッグについて。休日にまとめて何ヶ所か店を回って量が多くなる
- ・買い物の際のビニール袋は保育園で必要なのももらっています
- ・レジ袋を家で活用することが多くついもらってしまう
- ・「マイバッグ持参で～」ゴミ袋としてあると便利だし無料ならもらおうかなという気持ちで
- ・買い物の時そこまで気を付けていなかった

●再利用について

- ・公的なバザーやフリーマーケットの取組不足とアピールの徹底
- ・出品するのに家族の理解が必要。協力が得られない
- ・再生品でリサイクル品などでも再生するためにかえって費用等がかかっている商品もあり全てが環境に配慮されているわけでもない
- ・友人同士での物々交換等

- 再利用不可品である
- フリマは好きではない

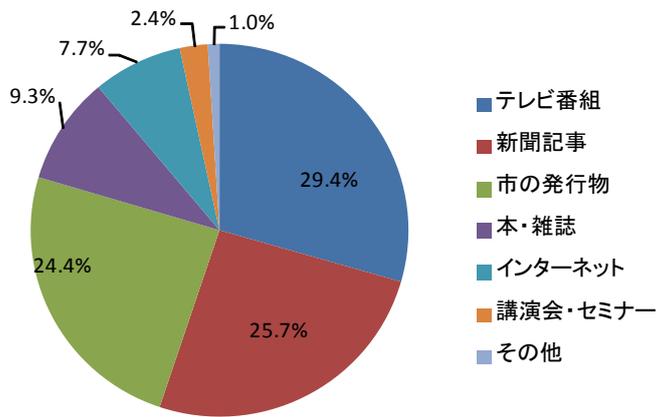
- 使い捨て商品の使用について
 - 使い捨てなければならない物もある

- その他
 - 障がい者なので細かなことまで出来ない
 - 2人分のため
 - 分からない
 - 場所や費用がかかる
 - 自分で料理をしないので実行していない
 - 面倒でないがゆっくり取り組むことが出来ない
 - サークルなどに参加しなくともパンフレット等で情報を流してほしい
 - フリーマーケットに行かない。コンポストなし
 - 知らないことや分からないことが多い
 - 不要な物はなるべく捨てる

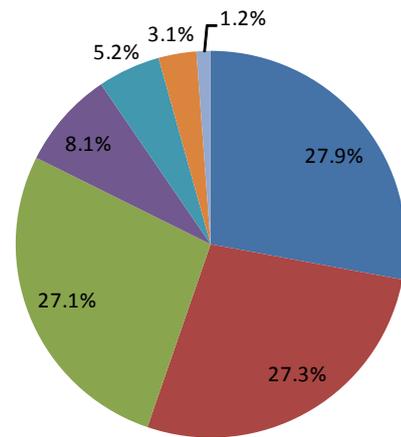
◆問 あなたのごみ・環境問題についての情報・知識の情報源はどれですか？（〇はいくつでも）

テレビ番組：29.4% 新聞記事：25.7% 市の発行物：24.4%
 本・雑誌：9.3% インターネット：7.7% 講演会・セミナー：2.4%
 その他：1.0%

【H24年度アンケート】



【H19年度アンケート】



※その他の意見

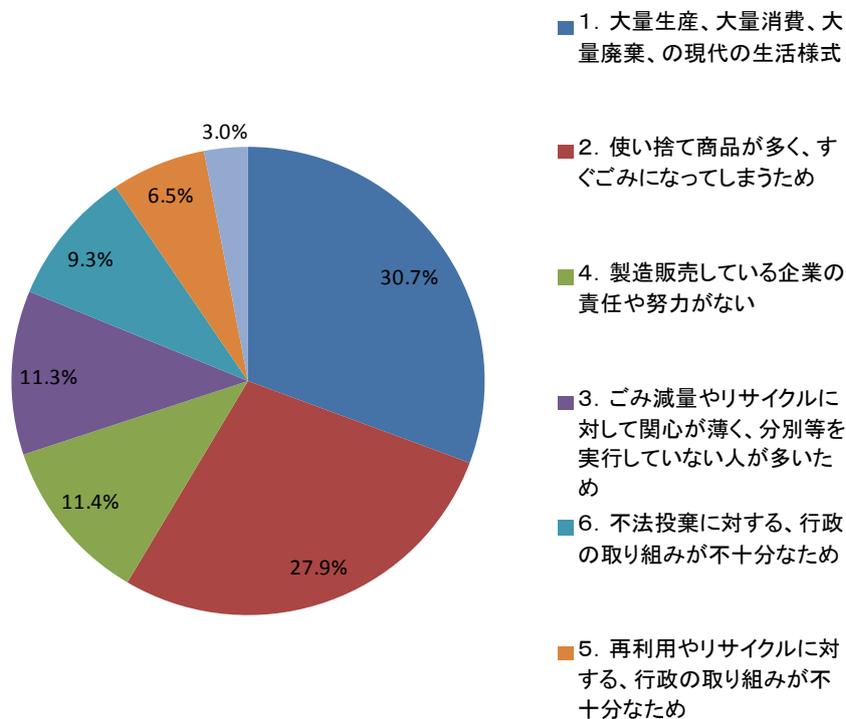
- ・近所の人
- ・前に住んでいた場所で町全体が取り組んでいた
- ・周辺の人からの情報
- ・友だちとの会話
- ・ラジオ
- ・目で見て
- ・家族

【前回アンケートとの比較】

前回アンケートでも今回と大きな差はないが、インターネットを知識・情報源にしている市民が7.7%（前回アンケート3.1%）と2倍以上に増えている。

◆問 そもそもごみが発生する原因は、何だと思えますか？（〇はいくつでも）

- 大量生産、大量消費、大量廃棄、の現代の生活様式：30.7%
- 使い捨て商品が多く、すぐごみになってしまうため：27.9%
- 製造販売している企業の責任や努力がない：11.4%
- ごみ減量やリサイクルに対して関心が薄く、分別等を実行していない人が多いため：11.3%
- 不法投棄に対する、行政の取り組みが不十分なため：9.3%
- 再利用やリサイクルに対する、行政の取り組みが不十分なため：6.5%
- その他：3.0%



※その他の意見

- ・人間がいる限りゴミは出ますよ
- ・物を大切にしないから
- ・現在の商品は見栄え優先なので（消費者も見栄えで購入する傾向あり）どうしてもトレーや蓋に過剰な装飾にて購買意欲をあおっているように思う。企業の協力も必要と同時に消費者も勉強の必要性を感じる
- ・意識が弱い
- ・包装、保護材、ケース、箱等の回収、再利用
- ・地球に人間がいるから
- ・分からない
- ・過剰包装
- ・共稼ぎで時間がなくインスタントやレトルトの多用が原因か？包材がかさばるものが多い

い

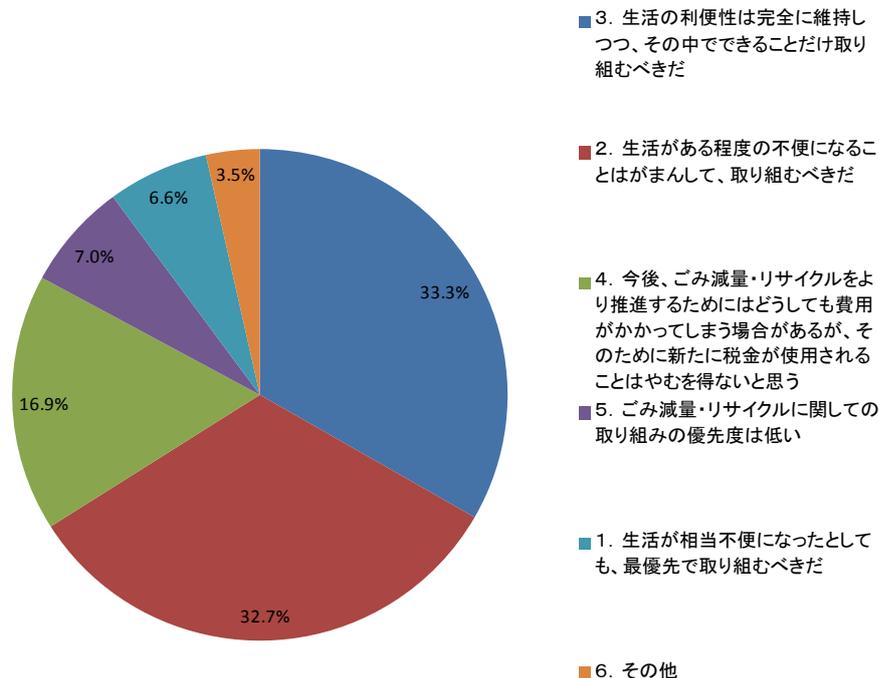
- 生きている以上やむをえない
- 生きていくためには仕方がない
- 不必要なカバーが多すぎる。裸でも結構なものが多い
- 子どもの頃から家庭、学校の指導教育が必要
- ゴミ袋が高いのでゴミを不法投棄する人が多いと思います。まちによっては無料の所がある

ある

- 地域活動に積極的でない世帯（子どもがいないところ）にも分かりやすくしてもらえようとしたら・・・
- 無駄な包装や不要な容器が多い
- 包装（不要な）が多い（見た目重視のせいかも？）
- 最低限のゴミは発生する
- 全て他人任せだから
- 子どもの頃からの教育や物を大切に作る心が失われつつあるため
- ゴミが出るのは当たり前
- 修理代が高いので買い替えることがある
- 過剰包装
- 意識の低さ
- モラルのない人が多い
- 過剰な包装。食品パッケージ及び発泡スチロール

◆問 ごみ減量・リサイクルを推進していくにあたって、ご自分の考えとして当てはまるものを選んでください。(〇はいくつでも)

生活の利便性は完全に維持しつつ、その中でできることだけ取り組むべきだ：33.3%
 生活がある程度の不便になることはがまんして、取り組むべきだ：32.7%
 今後、ごみ減量・リサイクルをより推進するためにはどうしても費用がかかってしまう場合があるが、そのために新たに税金が使用されることはやむを得ないと思う：16.9%
 ごみ減量・リサイクルに関する取り組みの優先度は低い：7.0%
 生活が相当不便になったとしても最優先で取り組みべきだ：6.6%
 その他：3.5%



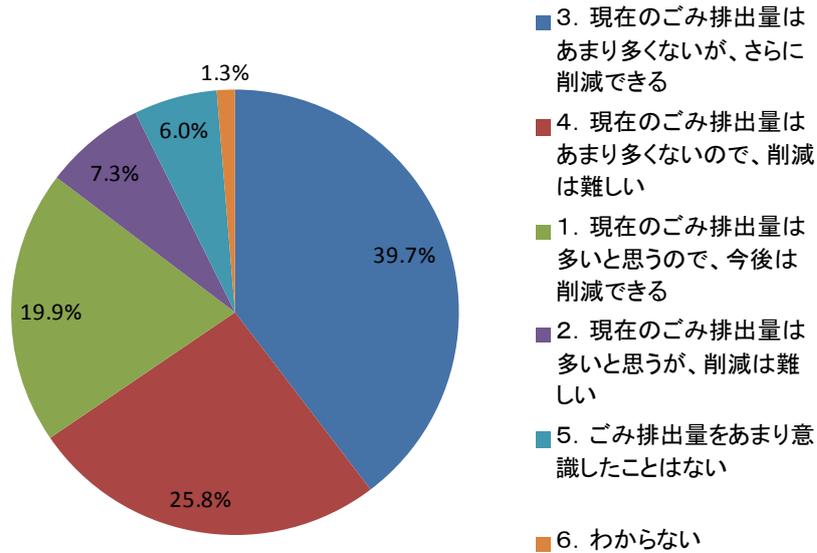
※その他の意見

- ・義務また仕事として取り組み厳しいルールが必要
- ・自給自足の生活をしないとごみは減らない
- ・分からない
- ・出来ることに取り組めばよい。それぞれの人が努力できる範囲で
- ・無駄な分別はやめるべき。建前でなく現実的な解決を目指さなければ意味がない
- ・余り枠を（プラスチックとか）決めすぎているのではないか。分別は単純に燃えるか、燃えないかでは？
- ・ドイツかどこかヨーロッパの国は子どもの頃からリサイクルや無駄な消費をしないように教育していると聞いたことがあります。子どもの頃からそのような意識があると将来実践のしやすいのではないかと考えます
- ・市としてクリーン政策をとる必要がある
- ・市、行政の勉強会が必要だと思う

- 税金は高い。職員の給料を削減すべき
- みんなが取り組みやすいリサイクル方法を考えるべき（リサイクルボックスが身近にあるとか、楽しみながら出来るとか）
- 未来の子どもたちに美しい地球を残していくためには必要なこと
- プラ資源ゴミの量がかかり多くかさばるのに収集している所が少ない。いつでも出せるような所があれば良い
- 法を整備して管理しないとしない人はずっとしないと思う
- うに、ジャム製品は瓶詰が多く蓋に食品表示がなされている。瓶は透明、よく洗って出しても瓶に表示がないためガラスとして捨てさせられる。また油の入った瓶は食品でも洗っても完全にはきれいにならない。私はガラスとして捨てている
- 苦になると続けられないので楽しく出来るところから取組を増やしていけたらいいと思う
- まずゴミ減量、リサイクルの必要性、重要性をみんなが共通の意識としてもっておくべき
- 便利さから抜け出すことは難しいことだが古賀の貴重な山や海を保護し次の世代に繋ぐには、私は優先して取組べきだと思う
- ゴミを振り分ける際のデモンストレーションのDVD配布でイメージ。実行しやすくなる
- お金のかからない程度の知恵を出して出来ることからやればよいと思う

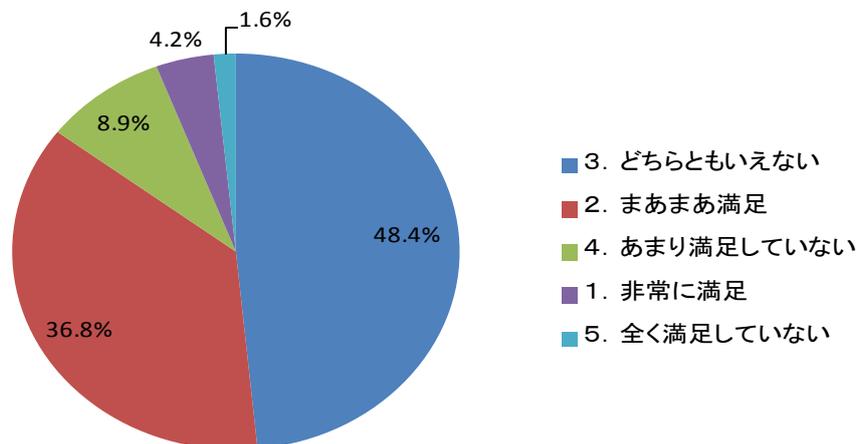
◆問 あなたはご自分の現在のごみ排出量をどのようにお感じですか？（〇は1つ）

現在のごみ排出量はあまり多くないが、さらに削減できる：39.7%
 現在のごみ排出量はあまり多くないが、さらに削減できる：25.8%
 現在のごみ排出量が多いと思うので、今後は削減できる：19.9%
 現在のごみ排出量が多いと思うが、削減は難しい：7.3%
 ごみ排出量をあまり意識したことはない：6.0%
 わからない：1.3%



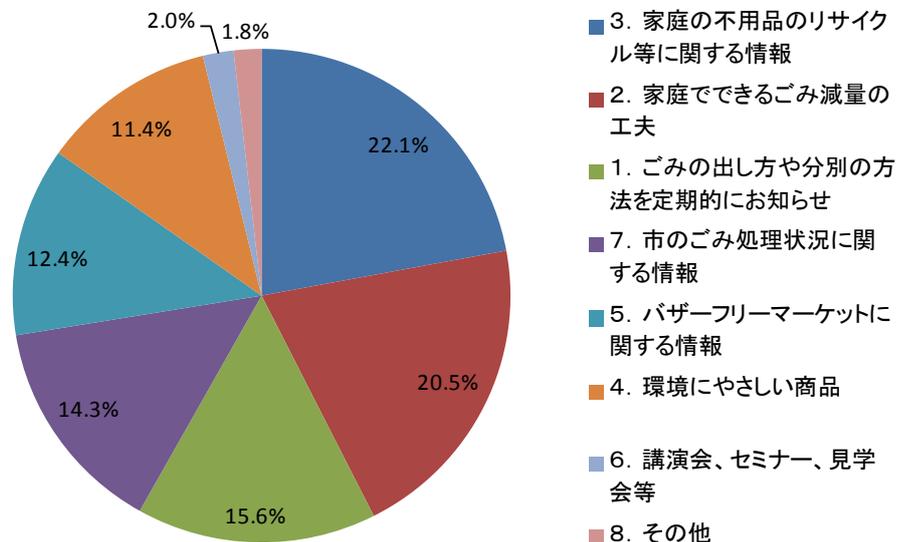
◆問 ごみ減量化やリサイクル推進等に関して、市の施策への満足度はどの程度ですか？（〇は1つ）

どちらともいえない：48.4% まあまあ満足：36.8%
 あまり満足していない：8.9% あまり満足していない：8.9%
 全く満足していない：1.6%



◆問 市が提供するごみ・環境に関する情報に関して、どのようなものを期待しますか？（〇はいくつでも）

- 家庭の不用品のリサイクル等に関する情報：22.1%
- 家庭でできるごみ減量の工夫：20.5%
- ごみの出し方や分別の方法を定期的にお知らせ：15.6%
- 市のごみ処理状況に関する情報：14.3%
- バザーフリーマーケットに関する情報：12.4%
- 環境にやさしい商品：11.4%
- 講演会、セミナー、見学会等：2.0%
- その他：1.8%



※その他の意見

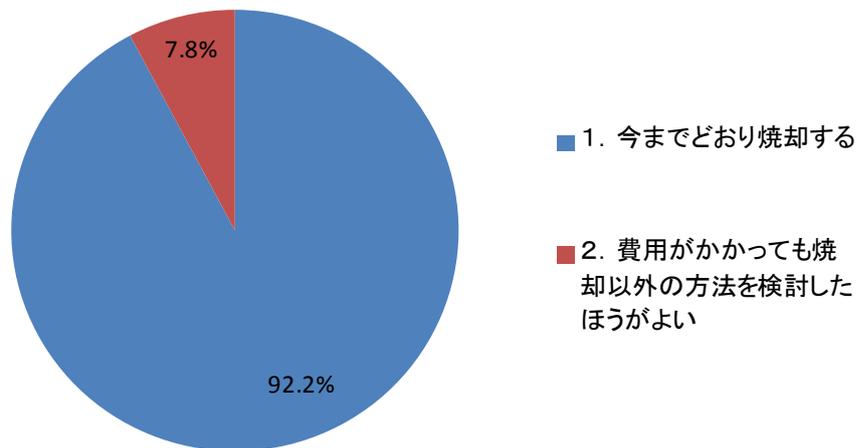
- ・ほとんど期待できない
- ・より、やりやすい方法の提供
- ・監視の強化、パトロール、ルールを守らない名前の公開
- ・分からない
- ・ごみ焼却のコストが1世帯当たりに換算して年間いくら位か？
- ・月1回の資源ごみ回収でなくせめて月2回できれば毎週回収してほしい
- ・お知らせの“情報”よりも“方法”を見直すと良いと思う
- ・植木の剪定は資源になるため他市のように取り組んでほしい
- ・市の取組
- ・びん、缶、ペットボトルも生ゴミと同じように回収してほしい
- ・選別は本当に必要か？費用対効果？
- ・東北地震のごみ処理の協力もしてほしい

- 資源ゴミの全ての品目についていつも出せるような場所をたくさん作ってほしい。ゴミについてのパンフレットに品目別のインデックス付きの分別方法（CD、ハンガー、レングなど細かい物）をもっと詳しく（数多く）のせてほしい
- 缶やペットも回って回収してほしい。一ヶ月 1 回でもいいから
- エコロの森の利用が不明。まつり古賀で市民に広めて。おもちゃのかえっこも会員だけ？もっとフリーに利用者を広めてほしい。リサイクルもニーズに合わせて。機会を増やせるといいのですが。子育て世代は子どもの洋服のかえっこをしては？中学、高校の制服のリサイクルがあるように

◆問 今後の「可燃ごみ」はどのように処理していくことが望ましいと思いますか？（〇は1つ）

今までどおり焼却する：92.2%

費用がかかっても焼却以外の方法を検討したほうがよい：7.8%



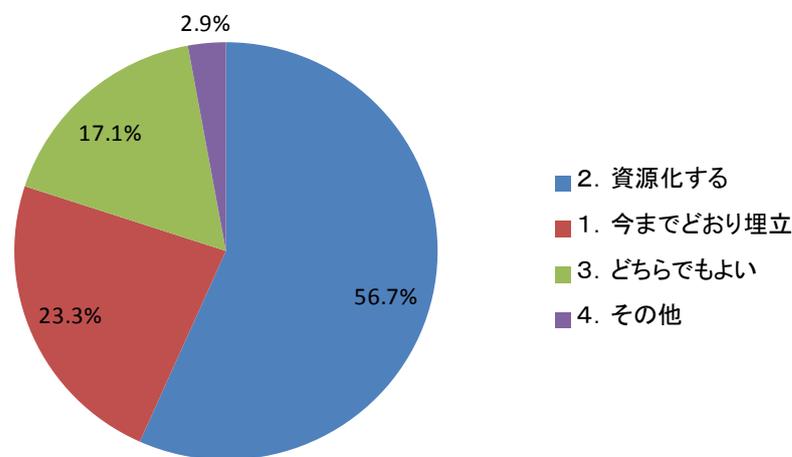
※「2. 費用が掛かっても焼却以外の方法を検討したほうがよい」と回答された方は、具体的にどのような方法が良いと思いますか？

- ・土に埋める
- ・詳細分別→（2Rとの組合せ）
- ・紙ぐらいは自宅で焼けると大分ごみが減る
- ・生ごみを堆肥にする
- ・火力発電し売電する
- ・細かく分別、メーカーの回収
- ・やはり再利用出来るものはできるだけ再利用できるように体制を整えていく
- ・1、2を同時に実行するしか今の所ないのでは？
- ・再生商品開発
- ・資源は有限、可能な限りリサイクル
- ・売電
- ・他市ではリサイクルへのインフラ支援がある
- ・資源化
- ・勉強不足でありよく知りません。すみません
- ・分かりません。しかし長年の行いの代償を子ども達が払うのは辛いです
- ・生ゴミ減少機の導入
- ・土にかえすとか
- ・何か案があればそれも市民に伝えてほしい

- 完全焼却は環境問題等もあるのでなんらかの分別が必要だと思う
- 分からない

◆問 今後の「不燃ごみ（陶磁器、がれき、土砂等）」はどのように処理していくことが望ましいと思いますか？（〇は1つ）

資源化する：56.4%　今までどおり埋立：23.3%
 どちらでもよい：17.1%　その他：2.9%

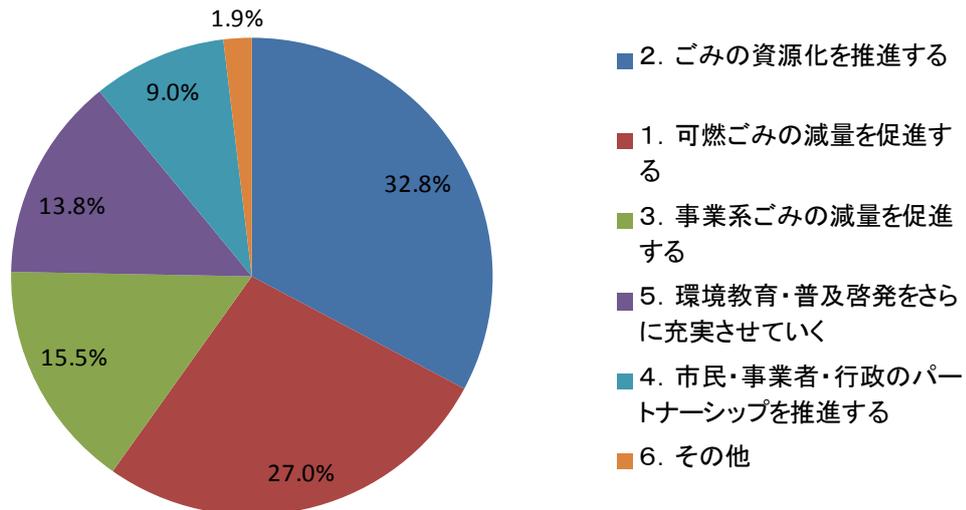


※その他の意見

- 埋立、資源化、その他全てを行い将来の環境に一番いい方法が望ましい
- 資源化できるものは資源化できるようにつとめる方向で考えてほしいが、ただ資源化に過剰にエネルギーが必要であれば問題あり
- 分からない
- 可能な方法が分からない
- 資源化するのにエネルギーを消費しなければ
- 海辺など海拔の低い土地などに堤防を作るための埋立に
- よく分からない
- どうか再利用するように国をあげて考えるべき
- なるべく資源化し、そうでないものと分別して資源化出来ないものだけ埋立
- 埋立はよいのですが、山や空き地に埋めたてるのはどうかと思う

◆問 今後、ごみ全般に関し行政はどんなことに取り組んでいけばよいと思いますか？（〇は3つまで）

ごみの資源化を推進する：32.8% 可燃ごみの減量を促進する：27.0%
 事業系ごみの減量を促進する：15.5%
 環境教育・普及啓発を更に充実させていく：13.8%
 市民・事業者・行政のパートナーシップを推進する：9.0% その他：1.9%



※その他の意見

- ・あまりいろんな事を取り組みすぎても手をひろげることとなるのでは？現状のままでよく考えて行われていると思います
- ・市民が簡単に出来る方法の提案
- ・市民負担を少なくする
- ・ルールを守らない事業所、市民 etc に対しての罰金
- ・分からない
- ・資源ごみの回収については行政の責任で月2回程度行うべき。月1回の日曜日に市民を巻き込むべきでない。そのために税金をつぎ込むことは一向に構わない。月1回の回収で分別せよというのは現実が見えていない。ごみ屋敷を増やしたいの？どんどん出して回収すべき
- ・不燃ごみの回収方法（月1度の地域の分別収集）は時間も短いし、日曜が必ず休みで家にいるとは限らず不便であり、それ故にゴミの不法投棄に繋がっている部分もあると思う。（例）自動販売機の缶入れに家庭のゴミを持ち込むなど福岡市のようにもっと短時間で簡単にゴミを出せる方法にしてほしい。回収をしてほしい
- ・費用対効果を考えゴミの処分費用を少しでも市民の負担にならないよう行政が考えるべきだ
- ・市内（特に住宅街）の緑化は今後どう考えるか？家庭植樹の意識は現在の若者には減少の一途であるが税による環境（例公園）の整備には期待度が大きいように思う

- プラ資源を集めやすくすればさらに分別への意識が高まると思う。プラ資源専用のゴミ袋を作って販売し燃えるゴミのルートで回収するなど
- ゴミの出し方をもっと分かりやすく簡単にする
- 地域の分別収集に出しているが、各地域の当番制は少し厳しいと思う。市の方から専門の人を雇ってもらえないのでしょうか。年をとって来ると出来なくなるに無理して出ないといけないのか。同じく年をとり分別収集まで持って行けない人はどうしたらいいのか。市から収集に来てくれるとか考えてほしい
- 回収方法の見直し。不燃物も生ゴミと同様個別回収が出来るように
- 自転車の盗難、放置で困っています。市役所の地下にもたくさんの自転車。あれも放置でしょうか。処分に困りますね。できれば乗れる自転車を修理してレンタルに使われたらどうでしょうか。福岡市内はレンタルをされていると聞きました。駅での盗難が多く困った人が減るにはレンタル車をおいてそういう人に利用してもらおうのはどうかと？

用語の解説

法律・計画名

循環型社会形成推進基本法	廃棄物処理やリサイクルを推進するための基本方針を定めた法律。
循環型社会形成推進基本計画	循環型社会形成推進基本法第 15 条に定められており、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定された計画。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	本計画では通称の「廃棄物処理法」を用いる。廃棄物の定義や処理や処理責任の所在、処理方法・処理施設・処理業の基準などを定めた法律。
資源の有効な利用の促進に関する法律	本計画では通称の「資源有効利用促進法」を用いる。リサイクルの強化や廃棄物の発生抑制、再利用を定めた法律。
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	本計画では通称の「容器包装リサイクル法」を用いる。容器包装ごみのリサイクルを製造者に義務付けた法律。
特定家庭用機器再商品化法	本計画では通称の「家電リサイクル法」を用いる。家庭で不要になった洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、テレビについて、家電メーカーに回収とリサイクルを消費者にその費用負担を義務付けた法律。
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律	本計画では通称の「食品リサイクル法」を用いる。生産者や販売者などに食品廃棄物の減量・リサイクルを義務つけた法律。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	本計画では通称の「建設リサイクル法」を用いる。建設廃棄物の分別・リサイクルなどを定めた法律。
使用済自動車の再資源化等に関する法律	本計画では通称の「自動車リサイクル法」を用いる。使用済み自動車から出る部品などを回収してリサイクルしたり適性に処分することを自動車メーカーや輸入業者に義務付ける法律。
使用済小型家電機器等の再資源の促進に関する法律	本計画では通称の「小型家電リサイクル法」を用いる。「家電リサイクル法」の対象とならないデジタルカメラやゲーム機等の小型電子機器について、主務大臣による基本方針の策定及び再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例等について定めた法律。
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	本計画では通称の「グリーン購入法」を用いる。国等の公的機関が率先して環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の調達を推進することを定めた法律。

用語の定義

家庭系ごみ	家庭から排出される一般廃棄物。市町村等収集、直接搬入、集団回収によるもの。
事業系ごみ	事業所から排出される一般廃棄物。市町村等収集、直接搬入によるもの。
直接搬入ごみ	市町村等の収集を通さず自己もしくは委託によりごみ処理施設に搬入すること。
中間処理	廃棄物を最終処分する前に、焼却や破碎、減量（減容）化したり、再資源化できるものについて選別すること。
最終処分	中間処理施設で焼却・破碎・溶融したものを埋立処分すること。
山元還元	溶融飛灰から非鉄金属を回収し再使用する一連の操作のことで、溶融飛灰を埋立処分せず、山元（鉱山や精錬所）に戻すという有価金属の再利用のこと。
3 R	循環型社会形成推進基本法で、廃棄物処理やリサイクルの優先順位を（1）リデュース、（2）リユース、（3）リサイクル、（4）熱回収（サーマルリサイクル）、（5）適正処分と定めており、3 Rは「リデュース（Reduce=ごみの発生抑制）」「リユース（Reuse=再使用）」「リサイクル（Recycle=再資源化）」の頭文字を取ったもの。
2 R	3 Rのうち、リサイクルに比べて優先順位が高いものの取り組みが遅れているリデュース（Reduce=ごみの発生抑制）」「リユース（Reuse=再使用）」を特に抜き出したもの。
多量排出事業者	「古賀市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」第17条に定められている事業者で、排出量要件（月平均3t以上）、面積要件（特定事業用建築物：古賀市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第5条第1項）に該当する事業系一般廃棄物を排出する事業者。
循環資源	廃棄物のうち、有用なもの。循環型社会形成推進基本法では、循環資源について循環的な利用（再使用、再生利用、熱回収）を図るべき旨を規定している。
拡大生産者責任	自ら生産する製品等について、生産者が、資源の投入、製品の生産・使用の段階だけでなく、廃棄物等となった後まで一定の責務を負うという考え方。
地域循環圏	地域の特性や循環資源の性質に応じて、最適な規模の循環を形成することが重要であり、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、地域での循環が困難なものについては、循環の環を広域化させることにより、重層的な循環型の地域づくりを進めていくという考え方。
廃棄物減量等推進員制度	廃棄物処理法第5条の8に定められているもので、市町村行政との密接な連携の下に、地域に密着して一般廃棄物の減量化、再生利用を促進していくためのリーダーとなるものであり、市町村の施策への協力その他の活動を行う。
直接資源化量	ごみ処理施設へ搬入されたごみのうち、中間処理を経ることなく、直接、資源回収業者等に引き渡された量。

平成26年2月25日

古賀市長 竹下 司津男 様

古賀市環境審議会

会長 小野 勇一

第2次古賀市ごみ処理基本計画について

(答申)

平成25年6月24日付古環第269号をもって諮問のありました標記の件につきましては、慎重に審議した結果、その内容は妥当であると判断しましたので答申いたします。

なお、計画の推進に当たっては、下記の意見に配慮されるよう付記します。

記

- 1 ごみの減量、資源の循環を図り、1人1日あたりごみ処理量と資源化率の目標値を達成するよう、市民、事業者、行政の役割を踏まえて共働で施策に取り組み、循環型社会の形成を推進すること。
- 2 家庭系ごみ対策については、これまでのごみの減量と資源化をさらに進めるとともに、今後もごみの発生抑制、再使用、再利用に至るまでの総合的な施策を展開すること。
- 3 事業系ごみ対策については、これまでの課題と取り組みの方向性を踏まえ、適正な排出・処理の指導を行うとともに、処理の実態を把握し、事業者との連携を図りながら、ごみ減量・再資源化の推進を図ること。
- 4 市民・事業者・行政のパートナーシップづくりについては、古賀市環境基本計画の施策との整合性を図り、相互の連携を強化するとともに情報提供や活動の推進を図ること。
- 5 環境教育・普及啓発の充実については、古賀市環境基本計画の施策との整合性を図り、年齢層に応じた環境教育・学習の充実を図るとともに、環境教育の人材活用、活動の推進を図ること。
- 6 ごみ処理に関する体制整備の推進については、ごみやりサイクルに関して市民・事業者に対し効果的な情報の提供を行いながら、より一層のごみ処理事業の効率化に努め、ごみ処理事業におけるサービスの向上を図ること。
- 7 循環型社会の形成についての調査研究については、古賀市循環型社会研究会の答申を踏まえ、循環型社会の形成を推進すること。

- 8 計画の進行管理については、適切に点検・評価等を行い、社会情勢の変化に応じた柔軟な対応を行うとともに、古賀市環境基本計画の進行管理へ報告を行い施策の着実な推進を図ること。